

令和元年9月第26回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 令和元年9月5日第26回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

1 番 鈴木 高行	3 番 小野 一雄
4 番 佐藤 邦彦	6 番 高野 進
7 番 安藤 美重子	8 番 渡邊 健一
9 番 高野 孝一	10番 佐藤 正司
11番 森 義洋	12番 大槻 和弘
13番 百井 いと子	14番 鈴木 邦昭
15番 木村 満	16番 熊田 芳子
17番 佐藤 アヤ	18番 佐藤 實

○ 不応招議員（1名）

5 番 小野 典子

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	佐々木 人 見	企 画 財 政 課 長	大 堀 俊 之
税 務 課 長	佐々木 厚	町 民 生 活 課 長	関 本 博 之
福 祉 課 長	佐 藤 育 弘	子 ど も 未 来 課 長	橋 元 栄 樹
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	齋 義 弘	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	川 村 裕 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 長	岩 城 敏 夫
教 育 次 長 兼 学 務 課 長	南 條 守 一	生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	佐々木 人 見
代 表 監 査 委 員	洪 谷 憲 之		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	庶 務 班 長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

議長諸報告

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、5番 小野典子議員より欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 高野 進議員、7番 安藤美重子議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、産業建設常任委員会において、委員長に佐藤正司委員、副委員長に小野典子委員が選任されましたので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

10番。佐藤正司議員、登壇。

〔10番 佐藤正司君 登壇〕

10番（佐藤正司君） 10番、佐藤正司でございます。私は大綱2問、通告のとおり町長の見解をお伺いいたします。

まず、第1問。人口減少社会の取り組みについてでございます。

国立社会保障・人口問題研究所が地域別将来推計人口2018年推計を公表しました。本町での2045年推計人口は2万2,154人とされ、2015年からの人口減少率34%という内容です。このことについての見解を伺います。

1項目め。人口減少社会の要因と課題は何かについて伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、議員の質問にお答えをさせていただきます。

亘理町の人口の推移に関しましては、直近3カ年の状況を見ますと平成29年7月現在で3万3,866名。30年7月末で3万3,665名。今年7月末現在で3万3,572名と緩やかに減少している傾向でございます。

一方、世帯数は年々増加を続けておりまして、2年前と比較しましても約300世帯増加しております。核家族化の進展や単身世帯が増加している状況でございます。

ご質問の人口減少の要因でございますが、転入者による社会増が微増にとどまるのに対し、少子高齢化による自然減が大きくなっていることがその要因と考えているところでございます。

課題としましては、若年人口の流出抑制と増加、出生率の向上が人口維持に向けた大きな課題であると考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 29年の総務省の調査研究所で出しているその人口流出の要因についてでございますけれども、第一位は良質な雇用機会の不足が86%、社会インフラ、交通、病院、商店の不足が55.4%の2位。3位といたしましては、娯楽施設の不足。4位といたしましては、良質な教育環境の不足というふうなことでそれぞれ掲げられております。

この結果をどういうふうに考えておりますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） これに関しましては、担当しています企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） ただいまのご質問になりますけれども、現在の本町の人口の現状といたしましては、ただいま町長が答弁しましたとおり緩やかに減少している状況でございます。主な要因といたしましては、今議員が申されますとおり総務省のほうでは、例えば雇用機会の確保、あとは良質な教育環境、そして社会的インフラ、そういったものが要因になるのではないかとということで報告されているところでございます。

人口の流出につきましては、本町といたしましても例えば企業誘致であったり、それ以外にも町長みずから町内の企業に訪問しまして、要請等を行っておりますし、また、J R等に関しましても町としては電車の増便、あとは増両、それに加えて例えば、なかなか難しいと思うんですけれども逢隈から快速で仙台までとか、そういう要望をこれまでもってきているところでございます。ただ、現在の社会情勢である首都圏への一極集中というのは今のところ歯どめをかけるところまでは行っていないのが現状かと思えます。ただ、亶理町については東北の最大の都市であります仙台市、こちらへの通勤通学圏内ということもございますので、他市町に比べ人口減少はしているものの、その減少傾向は緩やかなものにとどまっていると思われることから、そのような地の利を生かすとともに亶理町の、本町のよさをこれからも積極的に発信しまして国の施策そういったものも活用しながら人口の流出防止、さらには転入者の増加につなげていきたいと考えているところでございます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 人口減少社会の3つの課題というふうに言われております。人口減少しますと労働力の減少、さらには人口の高齢化、人口密度の希薄化ということでございます。以上の課題を踏まえて次の質問に移ります。

第5次亶理町総合発展計画の将来ビジョンへの影響についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） では、第5次亶理町総合発展計画の将来ビジョンということでございますが、人口減少が及ぼす第5次亶理町総合発展計画への影響につきましては、同時期に人口減少克服・地方創生を目的として策定しました「亶理町まち・ひと・

しごと創生総合戦略」において、その目的を達成すべく産業観光の振興、交流人口の拡大、子育て支援の大きく3つの基本目標を掲げまして各種事業を実施しております。今年度で計画最終年度となりますが、一定の成果が得られておることから、今後、K P I（重要業績評価指標）の見直し等を行いまして、計画年次を令和2年度まで1年間延長しまして、令和3年度から始まる5カ年計画第5次亙理町総合発展計画の後期計画と亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略を融合させる方向で調整を進めておるところでございます。

策定に当たりましては、社会情勢の変化や現状の見きわめ、将来の展望等を加味することになりますが、計画の将来都市像「山と川、里と海を人と時代でつなぐまち」の実現に向けまして、「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」のこの基本理念を胸に、定住人口3万4,000人の維持を目指してまいりたいと考えております。多少、推計人口等の微調整はあるものの、現在のところ180度方向転換するような大きな影響はないと判断しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 平成28年の4月にスタートいたしました、第5次亙理町総合発展計画基本理念でございますけれども、定住人口3万4,000人の維持に向けて、ただいま回答されましたように「また来たくなるまち・ずっと住みたくなるまち わたり」をキャッチフレーズに挙げておりますが、令和元年の7月31日現在、人口が3万3,537人ですか。というふうな中において目標を420人ぐらい下回っております。宮城県市町村人口減少予測では、2045年には2万2,154人、減少率が34%推定されております。日本創生会議による消滅可能な市町村のうち、亙理町の人口ですけれども、2010年では3万4,845人が2040年には2万6,583人。変化率が23.7%。最も重要な若年女性人口、これは20歳から39歳までということで、2010年では4,031人、2040年では2,117人、変化率が47.5%となっております。県内で人口減少に少ない町村を挙げてみますと、利府町が9.3%の増になるという。大和町が9.6%減。大河原町が12.3%減。柴田町が23.3%減。次いで亙理町の減少率23.7%というふうになるわけでございます。

そこで、日本人の子供の数、出生者数ですね。平成26年度に100万人を切りまして、ことしの発表ですと91万839人ということで前年度より2万768人下回ったわけでございます。また、1人の女性が生涯に産むと見込まれる子供の数、合計特殊出

生率は前年度より0.01ポイント低い1.42%。これも3年連続で下がっております。

人口維持に必要とされる2.07%を大きく下回っております。そこで亘理町の出生数、特殊合計出生率は幾らなのか。これをどういうふうに分析しているのかをお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 担当しております子ども未来課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（橋元栄樹君） ことしの6月7日に人口動態統計月報年計というのが厚労省のほうより発表されておまして、宮城県におきましては合計特殊出生率が1.30ということで全国的に見ても低い数値というふうになっているところでございます。

亘理町の出生数については204名でございまして、合計特殊出生率については市区町村単位では正式に出ていないという現状でございますので、明確にお答えすることはできませんのでその辺はご理解願いたいと思います。

宮城県が特に低いということで、その現状の分析でございますけれども、分析するには現在至っていないというのがございます。ただ、本町の年間の出生者数というのが、ここ数年200人前後を推移しているところでございます。死亡者も約400人ということで、今の人口から見れば自然減ということになるかと思えます。少子高齢化の進展によりまして人口減少が進むと地域を維持できなくなるということが予測されておりますので、町では定住人口の増加、特に若い世代の定住促進に向けまして、あくまでも社会増につながるようさまざまな施策を現在も展開しているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 減少していきますと、その地域の維持について大きな課題が出てくるということでございますが、人口減少は今後のまちづくりに今以上に大きな問題ということでございますが、将来人口を総合発展計画の中で目標人口を維持していくのか、それとも後期計画で変更を検討していくのかをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 担当しています企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 後期計画のほうで、そちら人口のほうを考えていくのかというお話かと思うんですけども、後期計画につきましては来年から、今年度からになりますけれども本格的に内容を検討していくことになると思います。現状としましては、緩やかに減少しているということなんですけれども、基本的な考え方としてはその3万4,000というのを維持したいという考え方で考えております。ただ、詳しいことにつきましてはちょっと来年度以降のその内容で検討をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、3項目めの町財政へ与える影響についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご質問の人口減少が町の財政に与える影響ということでございますが、本格的な人口減少社会が到来した場合には、本町を含めた地方財政に大きな影響を及ぼします。生産年齢人口の減少に伴う経済・産業活動の縮小によって税収入は減少する一方で、高齢化の影響によって社会保障費の増加が見込まれております。地方財政はますます厳しさを増すことが想定されるわけでございますが、このような状況が続いた場合、住民1人当たりの行政コストが増大し、これまで提供されていた行政サービスが今までと同じように維持できなくなることが懸念されるとともに、公共施設や道路、橋、上下水道といったインフラの老朽化対策も課題となってくると思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 人口減少をしますと、地方財政にも大きな影響を及ぼすということでございます。厳しい財政状況の中で高度経済成長期に建設された公共施設、道路、橋、上下水道、インフラの老朽化への問題も必要になってくるのかなというふうに思います。

そこで、市町村職員でなくとも対応可能な業務をまちづくり協議会などに委託することで、例えば東松島市では年間の行政サービス経費を大幅に減らすことに成功しているケースもございます。こうした取り組みについてどう考えますか。伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） まちづくり協議会を担当しております企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 本町のまちづくり協議会につきましては、現在5地区でいろいろ各種事業を展開していただいております。現在は運営委託という形で各地区の自主自立に向けてさまざまな事業、活動をしていただいているところです。それで来年度からになりますけれども、各地区の交流センターで、そちらまちづくり協議会の事務局を担わせていただくような予定ではありますけれども、町といたしましても将来的な考え方といたしましてはまちづくり協議会の指定管理者への移行というものを念頭に置いておりまして、そういった体制整備がされた中で東松島で取り組んでいただいておりますような各種の事業、そういったものも亙理町のほうでも、例えば道路や交通安全施設、そういったものの維持管理、そういったものや各地区の公共施設の維持管理、そういったものもお願いしていきたいと考えているところでございます。その地域に住む人たちが自分たちの地域を、生活をよりよいものにするため、また、自分たちの地区を自分たちでつくっていくと、あわせまして町のほうでもそういったことにおいて経費の削減というものを図っていききたいと考えているところでございます。

以上になります。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 日々生活を送るために必要な各種サービス、一定の人口規模によって成り立っているのかなというふうに思うところでございます。そういうような現状だからこそ、若者は地域に支えていく上で必要不可欠な存在というふうになってくるのかなというふうに思っております。

そこで4項目の若い世代を呼び込む対策についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 若い世代を呼び込む対策としましては、町内に住む若者や一旦町を離れた若者、あるいは本町に縁のない方々までもが亙理町を知り、亙理町の魅力を感じ、「住みたい、住み続けたい」と思うこと、それが人口減少の流れにストップをかける基本的な考え方だと思います。その思いを実現するため各種の事業を実施

しているところでございます。

まず、移住を促進するには亘理町を知り、訪ね、そして滞在し、町の文化や人々の暮らしに接することが重要と考えまして、各種のイベントを実施することで亘理町で過ごす交流機会の拡充を図っており、先月開催をしました「わたりふるさと夏まつり」の際も、多くの方々に来町をいただき本町の魅力を感じていただいたことと思います。

また、定住や移住を促す上で重要な要因となります雇用環境につきましては、今年度から開始した新規就農・漁業者育成支援事業とあわせまして、定住支援事業として住居費用の補助も開始しており、農業・漁業の一次産業のさらなる振興及び地域活性化と新規就農、就漁者の定住を促進する包括的な取り組みを実施しているところでございます。

今後につきましても一次産業はもとより、二次産業の核となる亘理中央地区工業団地を初め、町内における工業・流通業等の企業誘致を促進しまして地元雇用の拡大、定住促進を図ってまいりたいと思います。

さらに、移住・定住促進につながる直接的な事業につきましては、さきの6月の定例会において佐藤アヤ議員のご質問に回答したとおり、昨年6月に閣議決定をしました、東京一極集中是正と地方の担い手不足解消のための施策「わくわく地方生活実現製作パッケージ」に基づき、宮城県が策定しました地域再生計画に参画し、国と県と町、そして民間事業者が一体となって移住・定住の推進に向けて取り組んでいるところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 定住人口の減少を抑えるには、良質な雇用をふやして地方から人口流入を止めるとともに大都市からのUターン、Iターン、そういった人たちの人口流入をふやすことが求められていると思います。

そこで、県のほうでは宮城県学生I・J・Uターン就職活動支援事業補助金、県外の学生が宮城県内で就職活動を行う際に移動にかかる交通費、宿泊費に対して補助金を出す制度でございますが、これの活用はされているのかどうかお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） 現在、ただいまのご質問の内容での実績というものは現在のところないということになります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） これ、県の補助金が出るわけですので、ぜひ活用して若者を呼び込むようなPRをされたらいかがというふうに思うんですけども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 内容を検討させていただきまして、活用できればその方法で今後実施してまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 少子化の理由には、子育てと仕事の両立の難しさ、経済事情などが考えられるというふうに言われています。子供を産み育てる環境、安心して子育てができる環境を整えるための施策が必要というふうに厚労省のほうでは話をしております。この対策、子育てしやすい環境づくりのために全国でユニークで魅力的な子育て支援策があります。ちょっとご紹介しますと、三重県鳥羽市では3万円の子育て支援券の発行。2人目以降は保育料無料ということになっております。埼玉県和光市では妊娠期から切れ目のない子育て支援、フィンランドの子育て支援制度を参考にして行っているということでございます。隣接の山元町は新築住宅、定住促進のための補助金制度をUターン世帯への加算等々で最大350万円を交付すると、補助金を出すというふうなことで行っております。子供を産みたい人が産める環境、安心して子育てできる環境、このような取り組みを参考にして検討をしてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまいろいろなご意見ございました。そういう形でネウボラ、つまり子育て支援に関しましては今度開庁します、庁舎の隣の保健福祉センターのほうでそれを実施する、1つの課ではなく4つの課が連携しながら、そういうのを続けていくことになりまして、新築のあれもございまして、特にこの間の人口の推計では2045年山元町は人口が6,000人台に、今より半減以下になるというような数字が出ていて、そういうのにすぐ対策に乗ったと思います。今後、当町でも人口の推移を見ながらそれは検討してまいりたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、5項目めの行政サービス・公共施設のあり方の考え方についてお伺いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 行政サービスに関しましては、効率的な行政運営と質の高い行政サービスを提供するため適時、事務事業の見直しを行い、効率的な事業運営に努めるとともに多様化・高度化する行政需要に的確に対応するため、行政事務のクラウド化や指定管理者制度導入可能施設を検討するなど、民間活力の活用による効率的な事務事業の運営や情報化による事務処理の迅速化を図るため、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の導入に向けた業務検証等を実施しまして、定型的な作業は自動化し付加価値の高い業務に人的資源を配置することで、より生産性を高めることで住民サービスの向上に努めていきたいと思っております。

また、公共施設のあり方に関しましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、厳しい財政状況等を踏まえまして、これまで以上に効率よく施設を利用し、さらには施設保有量の最適化を図るため将来の人口動態、社会情勢及び財政状況を踏まえた、統合や廃止による適正配置を検討することが重要となってまいりますが、統合や廃止の実施に当たっては、施設が町民に提供している行政サービスの必要性について考慮した上で、施設の利用状況や費用対効果、老朽化の状況等を精査し、最終的には地域住民との合意形成を図りながら慎重に進めていく必要があると考えております。

また、今後も必要な施設の更新におきましては、単独での建てかえのみではなく、施設の複合化や多機能化について検討し、効率的かつ効果的な維持管理を推進するほか、町のにぎわいづくりや利便性を考慮するなど、まちづくりの観点も含めた施設の再編を推進してまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 効率、適正化、統廃合を進めていくというふうなことでございますが、1つの例として、老朽化する公営住宅を廃止をして多賀城市のように民間アパートを借り受けて建築物のストックマネジメントを行って経費削減を見込んでいるところもございます。統廃合の中には学校なんかも生徒減少に伴う、角田市教育委員会では小学校8校を5校に、中学校3校を2校に再編する基本構想。さらには、

山元町教育委員会でも小学校2校、中学校1校とする学校再編、昨年発表をしております。この辺も含めた統廃合というふうなことになると思うんですけども、さきに出されました亘理町公共施設等総合管理計画では、年間のこれまでの施設をそのまま維持をするというふうな場合に年間30.5兆円の費用が見込めるというふうなことで、今現在9.3億円の投資的経費を引きますと年間21.2億円不足するというところでございます。やはりこの辺を十分考えて検討していただければなというふうに思うんですけども、再度お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、担当しております施設管理課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 先ほど議員がおっしゃられました民間借り上げ住宅も検討されるべき、必要が来ているだろうというお話がございますので、町としましては既存の住宅、かなり老朽化が進んできております。そちらのほうの統廃合等を今後検討する中で、やはり初期投資が少なく抑えられます民間借り上げ、あと需要と供給のバランスをとりやすいというメリットがございますので、そのようなところを踏まえながら住宅の建てかえの必要性も含め実施してまいりたいと思います。

以上です。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、学校の統廃合に関しましては学務課長のほうに答えていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（南條守一君） 学校の統廃合、あるいは学区の見直しというものがまず出てまいります。ですので、まず中期的には学区の見直しを進めるという。そして長期的には統廃合を視野に入れて検討をしていくという段階になると思います。そして、これを進めていくには当然ながら保護者、そして地域の皆様の合意が得られなければそれは進められませんので、まず基本的には先ほど申し上げましたように中期的には学区の見直し、そして長期的には統廃合も含めた検討が必要になるというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 人口減少の原因の1つは、未婚化による少子化、それがあるのは事実というふうに言われております。今後、出生率が大幅に改善したところで10年、20年、今の現状のピラミッドの形成を変えることは不可能でございます。そのために私たちはその現実を直視して、未来を前提に適応戦略を考えないといけない局面に来ているのかなということを申し上げまして、2問に移ります。

第2問、人生100歳時代の政策について。

超高齢化社会「人生100歳時代」が到来すると言われております。本町では、町民が生涯にわたって健康で充実した生活を送れるように高齢者の健康増進を進めているが、さらに全世代の健康寿命を延ばすための対策をしなければならないと考えるわけです。そこで、以下についてお伺いいたします。

1項目め。ライフステージ（70代、80歳以上）に合わせた学習活動支援についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 70代・80歳以上の生涯学習支援についてでございますが、生涯学習とは一般的に人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち幼児教育、学校教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味などさまざまな場や機会において行う学習の全てを指して言うものとなっております。

教育基本法第3条においても、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図られなければならない。」とされており、赤ちゃんから高齢者まで全ての国民がどの年齢であっても行うことができる学習というのが生涯学習の基本理念として示されているところでございます。

現在、本町が実施しております生涯学習事業につきましては、家庭教育支援や青少年教育、スポーツ少年団などといった支援対象世代を限定している事業以外については、特に年齢制限の上限を定めていないため、芸術文化事業や公民館事業、スポーツ教室への参加、また、放課後子ども教室などのボランティア活動など、各種事業に70代・80歳以上の数多くの方々がかわり、積極的に地域や世代間交流を取り組んでおられます。例えば、芸術文化協会の会員数は約1,200名となっております。

すが、その約半数は70代以上と思われ、また、公民館の健康マージャン教室は60から90代の受講者のうち70代が多く占められております。また、各種スポーツ教室も70代から80代の受講者も多く見られ、放課後子ども教室のボランティアスタッフについては全74名のうち24名が70歳以上、65歳以上となりますと53名にも上ります。これらの事業については、今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

また、教育委員会で実施をしている事業以外でも、介護予防として実施している脳活性化教室「ボケてらんねっちゃ」、介護予防運動教室「すたこらさっさ」、介護予防普及啓発事業「介護予防出前講座」、認知症施策の推進事業として実施しています「認知症サポーター養成講座」、健康推進事業として実施しております「運動支援地域サポーター会」など、全ての生涯学習の中の1つと捉えることができると思います。

70代は健康で生きがいのある生活と社会とのかかわりが求められている一方で、加齢に伴う身体機能の衰えや介護の問題、家庭や地域からの孤立など、さまざまな問題が出てくる時期となります。そのため、人とのつながりや地域とのつながりできるだけ継続しながら、生きがいや自己実現を図るために引き続き生涯学習を推進し、交流のための居場所づくり、地域における世代間交流をさらに促進していくことが非常に重要になってきております。

高齢者が学習活動や地域活動を通じた生きがいを創出し、豊かな第二、第三の人生の実現を目指し、社会から支えられる存在ではなく地域が抱える課題を解決する地域社会の主演として活躍できる環境整備に努め、人生100年時代の到来を見据えた生涯学習事業展開を進めてまいりたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 人とのつながり、地域のつながり、居場所づくりによって第二、第三の人生を送るといふふうなことの答弁をいただきましたので、次の質問に移ります。

80・90・100歳時代の生活、身体健康状態のモデル像を示しては、についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 80・90・100歳代の健康状態モデル像ということでございますが、第7期互理町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者一人一人が

個人としての尊厳を保ち、心身ともに穏やかな状態で、その人が持つ能力に応じた生活を営むことができる地域社会を目指して施策の推進を図っているところであり
ます。

このことから、高齢者が健康的で生活していくには、「年齢にとらわれることなく主体的に活動し、自立した生活をしていくための生きがいつくりや健康づくりが重要である」と考えておりますことや、高齢者は身体的変化の個人差が大きいことから、年代ごとの生活のモデル像を示すことは困難であると考えております。

また、平成12年より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本21」は、平成25年度から平成34年度（令和4年度）を第二次として、「急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、高齢化の進展によりますます医療や介護の負担は上昇し、疾病による負担が極めて大きな社会になる」と捉え、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状の進展などの重症化予防を重視した取り組みを推進するとしております。本町では、健康増進計画「第二次健康わたり21」を策定しまして、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目的に、若年期から高齢期までの全てのライフステージにおきまして心身機能の維持及び向上に取り組み、がん、循環器疾患、糖尿病等に対処するため、合併症の発症や症状の進展などの重症化予防に重点を置いた対策を推進しているところでございます。

人生100歳時代の政策として、健康状態のモデル像を示すことにつきましては、常に健康であることが理想となり、世代ごとの健康状態のモデル像の提示は非常に難しいことですが、これまでどおり一人一人が自分の健康は自分で守るという意識を持っていただき、自分の体の状態を知り、健康づくりに努めていただく町民をふやしていくことが重要であると思います。病気の有無にかかわらず、一人一人の健康意識を高めることが生活習慣病の重症化を予防し、健康寿命の延伸にもつながるものであることから、本計画の事業評価をしながら継続して推進してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 昔は長生きに遺伝子がかかわっているのではないかというふうに言われたわけでございますけれども、最近の調査研究では長寿の方の共通点は精神的

に明るく、そして規則正しい生活をしている方という結果が出ております。100歳以上の高齢者調査を見ても、農作業やゴルフをやったり、歌を歌ったりなど趣味を楽しんでいたり、自分で身の回りの全てを行っていたりと元気に過ごしている方が多いことが厚労省の調査でわかっております。このような人たちの暮らしを見ると、健康のまま寿命を全うすることは不可能ではないという、このことがわかっています。しかし、幾ら長生きをしても寝たきりのままでは幸せな老後とは言えないというふうに思います。平均寿命80歳の今、残りを寝たきりの生活ではなく人生を楽しむ時間に充てるためにも、健康のまま長寿を全うできるかが問題になってくるわけですので、健康寿命をどう取り組まれるかお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 担当しています健康推進課長よりお答えをさせていただきます。

議 長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 議員がおっしゃられますとおり、日本の平均寿命でございますが、男性は81.25歳、女性87.32歳、ともにもう80歳を超えている状況です。それで生きがいを持って生活をするためには、いかに健康である期間を長くするか、年齢を長くするかが日本全体の課題にはなっていると感じております。健康寿命の延伸のためには、亙理町といたしましてはまず今現在取り組んでもおりますが、がん、循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病、これに対しまして、これが重症化することをまず抑えようと取り組んでおるところでございます。まず健康寿命の延伸のためには、これを成功させるために町民の健康意識の啓発、これが重要でありまして、特定健診、各種のがん検診等、こちらの受診率の向上について継続的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 活気あふれる高齢者社会をどうつくり上げるか、どこの自治体も多分検討をしているというふうに思います。ぜひ次期計画改定においては、人生100年時代の亙理町の独自の魅力ある高齢者像を示していただきたく要望させていただきます。次の3項目。

介護予防、疾病予防だけでなく自立した生活ができる政策が求められているが、についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 自立した生活ができる政策ということでございますが、まず、自立した生活とは日常的に継続的な医療・介護なしでも自分の心身によって生活ができることを意味しております。この自立した生活ができる生存期間を、WHO（世界保健機関）では健康寿命という概念で提唱をしております。健康寿命の割合が高いほど寿命の質が高いとされ、結果として医療費や介護費の削減にも結びつくこととなります。

この健康寿命を少しでも長く延ばすためには、食生活の改善、運動習慣、適切な睡眠時間という3つのポイントを徹底して継続することが重要とされております。食生活の改善では、日ごろの食事から適切な量と質を意識していく必要があります。本町においても健康増進事業において健康相談や健康教育、訪問指導、また、健康づくり推進事業における食育推進事業や食生活改善推進員育成養成事業などにより、高齢者に限らず地域住民の健康づくりの推進を図っているところでございます。

また、運動習慣につきましては、ウォーキングやジョギングなど個人でも取り組んでいる方はたくさんいらっしゃると思いますが、なかなか日常的に運動習慣をつくるのが難しい場合には、気軽に始められるスポーツに参加することも1つの手段であると考えております。

先ほどの①番の回答とも重複いたしますが、本町においても各公民館などを中心に各種スポーツ講座や大会を実施しております。スポーツであれば楽しみながら運動することができ、また、もっとうまくなりたいという向上心も芽生え、さらにスポーツを通しての仲間づくりのきっかけともなります。そして、そのスポーツが趣味となって日常的な運動習慣につながり、頻繁に運動する習慣ができれば、質のよい睡眠、深い睡眠がとれるようになり健康寿命を延ばすための好循環となると考えることができます。

運動習慣の確保を初め生活習慣の改善は、その結果が見えづらいためモチベーションが続きにくいようですが、地道にコツコツと毎日続けていくことが健康寿命を延ばす一番の近道のようにございます。本町においても、現在実施している各種事業を継続して実施しまして、また、先進事例などを参考にしながら新たな事業の展開を検討するなどして、住民の皆さんに運動に参加する機会を広く提供しながら健康寿命の延長と自立した生活の実現に向けた支援に努めてまいりたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 健康寿命を延ばす3つのポイント、ただいま答弁にもあったかと思えますけれども、運動、食事、睡眠。これが3つの管理というふうに言われております。スポーツ講座、スポーツを通しての仲間づくり、各種事業に参加できる機会の提供をこれから進めるといふようなことの答弁をいただきましたので、次の4項目めの若い世代も人生100歳時代、ライフプランを考え生きがいを持つ社会参加する環境づくりの推進についてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの議員の生きがいを持つ社会参加づくり、若い人がですね、その件についてお答えをさせていただきます。

人生100歳時代を健康で生き生きとその人らしく暮らしていくためには、年齢にとらわれることなく主体的に活動し、自立して生活していくための生きがいづくりは重要と思います。平成15年に制定された健康増進法では、国民の責務として「国民は健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたってみずからの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない」とされておりまして、国、県、市町村、健康増進事業実施者等の関係機関は連携を図り、健康増進の総合的な推進を図るために協力するよう努めなければならないとされております。

本町においては、健康増進計画「第二次健康わたり21」の中で、次世代の健康、青壮年期の健康、高齢者の健康、全てのライフステージにおきまして心身機能の維持及び向上に取り組むとし、健康課題の抽出や目標設定、対策、評価を行い健康増進の取り組みを総合的に支援することとしております。

若い世代の健康づくりにつきましては、国や県、母子保健事業、学校保健安全法の規定により健康増進事業の実施者、職域との連携が必要となります。

地域・職域連携推進につきましては、県や宮城県塩釜保健所が主体となり、健康に関する情報共有・健康課題の把握・広域的な保健サービスの実施がなされておりますので、連携を具体的取り組みに発展させられるように努めていくために、今後関係機関と連携を密にしながら情報提供や情報共有を行っていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 19年3月末の宮城県の県内の高齢者人口が発表されたところでござ

います。亘理町は前年対比0.8ポイント増の30.5%。30%を超えた市町村に入ってくるわけで、県内町村22位でございます。県平均が27.5%ということでございますが、そういう状況の中で地域で見守る活動の強化が必要だと県の長寿社会政策課は話しております。ひとり暮らしの高齢者、認知症高齢者の増加、高齢者が高齢者を介護する老老介護、地域で支え合う人とのつながりの希薄化などが課題とされているということでございます。そこで、その地域で支え合うつながり、高齢者の健康管理の取り組み、さらには生きがいつくり、さらに支え合う自助・共助・公助の地域全体で支え合う仕組みづくりについてお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、そちらのほうは福祉課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） ただいまご質問いただきました、地域で支え合う仕組みづくりというようなことでございますが、まず本町におきましては、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるというところでございます。この地域包括ケアシステムご存じのとおり地域の住民一人一人が主体的に我が事として考えながら、専門職と連携しまして医療介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域づくりを進めていくというようなものでございます。そのシステムの中の施策の1つといたしまして、生活支援体制整備事業を展開しております。その生活支援体制整備に関する協議の場といたしまして、協議体を設置しております。この協議体のメンバーですけれども、行政区長だったり、民生委員、あとはまちづくり協議会、町内のボランティア団体等々の方々に参画していただきまして、地域づくりについての情報共有や高齢者が安心して自立した生活を送るためにはどのような地域資源が必要か、またそれを実現するためにはどうすればよいか等々について話し合いを重ねているところでございます。これまでの取り組みの中で孤立化を防ぎまして、地域の方々がつながる場となるお茶飲みサロンの立ち上げや、公共住宅におきまして住民同士が安否確認を行う見守り隊の結成支援、そのようなものを行ってまいりました。今後もこの住民同士の主体的な活動を支援しながら、地域で見守り支え合える活動の強化に取り組んでまいりたいということでございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 100歳で幸福を実感しながら日々生きていくという。皆さんも多分既に始まっているのではないかというふうに思っております。100歳になっても皆さんの命が輝いているような、そんな亙理町をつくっていただきたいと私は考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、11時10分とします。休憩。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。私は質問事項の1で現状と問題点をお伺いし、質問事項の2で主に対策等をお伺いいたします。

まず、役場新庁舎・保健福祉センターについて。役場新庁舎・保健福祉センターの開庁は、令和2年1月6日と予定されております。来年ですね。附帯工事を含め、附帯設備ですね、総工事費は土地代金、震災前に取得しておりますけれども含めて約66億3,000万円であります。今後の施設維持管理等に係る財政負担の軽減・平準化等に細心の注意が必要であると私は考えます。

そこで、次の点を伺います。3点です。

1点目。今後10年間の維持管理・減価償却費をどのように捉えているか。まず、減価償却費の算出の根拠となる総工事費等の内訳から申し述べます。私の調べでは、役場新庁舎・保健福祉センター、これには倉庫、車庫、大ひさしを含みます。約40億円です。あと調整、これ池ですね。約6億3,000万円。周辺道路約5億1,000万円。これは買収整備等です。周辺道路というと東西南北でございますけれども、それらでございます。そのほかに防災広場1億5,000万円。当初述べたほかに、と伺いますか、土地購入代金、先ほどの震災前取得12.7ヘクタールですが、約9億4,000万円です。それに備品機器類、引っ越し費用等を含めた総金額が66億3,000万円です。この数字は、今9月定例会でございますけれども、

補正予算の前でございます。椅子・テーブル類は実は補正予算で約5,000万円ございますので、これは計算には入っておりません。これが減価償却費の算出根拠となる金額でございます。

ここで質問の1点目。今後10年間の維持管理・減価償却費をどのように捉えているかお伺いをいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 議員ご質問の、今後10年間の維持管理・減価償却費をどのように捉えているかということでございますが、役場新庁舎・保健福祉センター建設及び備品購入を初めとして公共ゾーン内の調整池、防災広場、周辺道路整備等に係る総事業費は、用地購入費を含めると高野議員がおっしゃっているとおり66億3,000万円となります。その中心となる役場新庁舎・保健福祉センターにつきましては、建物と敷地内の外構工事を含んだ建設工事が本年11月末に竣工しまして、その後、移転作業を行い、年明けの令和2年1月6日に新庁舎での業務開始に向け準備を進めているところでございます。震災以降、8年以上にわたりプレハブによる仮設庁舎での行政サービスにおきましては、町民の皆様に多大なご不便をおかけしましたが、新庁舎での新しい執務環境の向上により、今後、よりよい町民サービスの提供に努めてまいり所存でございます。

そこで、新庁舎及び保健福祉センターにおける今後10年間の維持管理費についてであります。あくまでも現段階における見込み金額となりますが、1年間で約5,276万円、10年間の合計で5億2,765万円の維持管理費がかかると想定しております。その内訳としましては、1年間に庁舎・保健福祉センターの電気料・上下水道料の光熱水費のほか、警備・清掃などの業務委託料を合わせまして約4,997万円、調整池及び防災広場に係る電気料や除草作業などの維持経費としまして約279万円を想定しております。

次に、10年間の減価償却費についてですが、こちらも概算事業費に基づく見込み金額となりますが、こちらは定額法で示しておりますけれども、1年間で1億4,492万円、10年間の合計で14億4,920万円と見込んでおります。内訳の主なものとして、役場庁舎・保健福祉センターが鉄筋コンクリートづくりの耐用年数50年、1年当たり8,000万円、調整池がコンクリートづくりの耐用年数40年で1年当たり1,575万円、周辺道路の耐用年数が15年で1年当たり3,417万円を見込んでおります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） まず、施設の維持管理・運営費、年間5,276万円。これは見込みですよね、当然わからないということで。それは結構なんですけど、減価償却費なんですけれども、公会計による算出、私なりによればと申し上げ、実は減価償却の必要な要素は、学問じゃないんですけれども、取得価格と残存価格と耐用年数があると思うんですよ。今の計算でいきますと、ちょっと定額法、これはわかりますよ。残存価格は計算に入っていますか、どうですか。お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 残存価格、50年後に残存価格なくなるような計算でやっております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 私は公会計による計算によれば、残存価格は10%というふうに前提にしての計算で申し上げます。ちょっとおかしいな。残存価格残るわけなんです。まず、主な施設、計算式は省きます。役場新庁舎・保健福祉センター、ただいま町長の答弁で耐用年数50年、毎年7,200万円であります。これ倉庫とか車庫も入る、調整池、耐用年数40年、毎年1,420万円。防災広場、耐用年数10年、毎年1,350万円。残存価格10%計算ね。周辺道路、耐用年数15年、毎年3,060万円。合計で毎年1億3,028万円、これが私の計算でございます。真偽のほどは述べませんが、この辺お互いに再度精査したほうがよろしいのかなと私は思います。公会計ですと減価償却がなければおかしいという感じはします。まず、その辺いいでしょう。

この維持管理費、先ほどの5,270数万円に私の計算の減価償却費1億3,000何がし。合計で年間1億8,004万円であります。これが現状であります。先ほど1億9,069万円と捉えているということでございますので、この問題についてはここで結びます。

質問の2点目。維持管理運営費や減価償却費等、先ほどの私の計算での年間1億8,300万円から見て今後の財政運営をどのように図っていくのか。問題点なんですけれども、町の財政状況は実を言うと当然のことながら事業を行う上で必要不可欠なものです。これも私の調べですけれども、町の現在の財政状況を申し述べます。

一般会計3月末の財政調整基金残、貯金でございます。13億1,700万円。地方債、借金98億9,500万円。一般会計、財政調整基金の推移、貯金ですね。28年度37億円。29年度34億1,000万円。30年度、ついせんだってですね、13億1,700万円。大分減っております、激減という形です。町の財政状況を申し上げます。

今度は一般会計で地方債の推移、借金でございます。平成28年度101億8,000万円。29年度99億3,000万円。30年度98億9,500万円。微減。借金が減っております。貯金は激減ということでございまして。

ところで、税収はどうか。町の収入でございます、税収。平成28年度34億4,000万円。29年度35億7,000万円。平成30年度36億5,000万円。微増。主に固定資産税が占めております。ちなみに町たばこ税は2億3,000万円でコンスタントに収入がございます。この場合は収入率が100%ですね。ちなみに今年度、31年度予算ですが36億3,000万円。低迷しているというところをもう一つ申し上げます。

経常収支比率、これは財政の弾力性を示す。通常75%が適正範囲であります。内容ですが、人件費とか扶助費、公債費等。公債費というのは飲んだり食ったりする交際費じゃなくてね、借金の返済でございます。容易に縮減できない通常経費でございます。それに町税、交付税等の経常的な一般財源収入がどの程度充当されているか。数字が多いほど窮屈になるということでありまして。平成28年度90.9%。29年度92.7%。30年度94.8%。前年に比べて2.1%ふえております。要するに悪化しているということでございます。

宮城県仙北、町の名前出ていますので新聞に。涌谷町でございます。ことし1月94.2%。亘理、今94.8%ですね。財政非常事態宣言を出しております。理由は違えども匹敵する水準であります。要するに、財政は硬直的であり逼迫していると言わざるを得ません。

問題点を申し述べました。維持管理運営費とか減価償却費から見て、今後の財政運営をどのように図っていくのか、財政状況は申し述べたとおりですが、それについてご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの維持管理費や減価償却費等から見て、今後の財政運営をどのように図っていくかという。その前に1つ、1点だけ。先ほど一般調整基金のお話ございました。確かに28年度、29年度に比べますと30年度が13億と一気に20億ぐらい減っているわけですが、これには理由がございまして、今まで一般調整基金の中に入れておりました震災復興後の住宅の基金ですね、それを特別基金に一般調整基金のほうから18億ぐらい持っていつているものですから急激に落ちたわけがございまして、平成22年度の一般調整基金を見ますと約10億という状況で

ございます。そのときに近づいてきたというのが、復興が終了するに伴ってだんだんそれに近づいてきたというのが現状ではないかなと私は捉えているところでございます。

では、先ほどの質問のほうにお答えをさせていただきます。役場庁舎・保健福祉センター分の維持管理費としましては、先ほど申し上げましたとおり年間約4,997万円と見込んでおります。その内容としましては、公共ゾーンへの移転により現庁舎敷地賃借料及び仮設庁舎リース料等については年間約2,284万円が減額となりますが、新庁舎・保健福祉センターは建築基準法に基づき建築設備や防火設備、昇降機等の定期点検が義務づけられていることや、建築物衛生法に基づく特定建築物として空気・水・衛生関係の調査点検等が必要となることなどから、これを含めた管理業務委託料として年間約748万円が新たに必要となります。さらに、施設自体の面積が増加することや人件費の高騰などにより電気料、上下水道料を初め、清掃業務や警備委託料も増加する見込みであり、これら燃料・光熱水費と委託料につきましては現仮設庁舎による令和元年度予算と比較すると約2,927万円増加する見込みであります。総額で言いますと大幅な維持管理費の増加にはなりません、現仮設庁舎リース料につきましては震災復興特別交付税措置がされていることから、一般財源ベースで約2,100万円の増加となる見込みです。しかしながら、これは現時点で想定されている最大の経費であり、また、清掃業務委託料につきましても執務室や会議室、職員休憩室などの清掃を職員で実施する方向で調整するなど、今後においても可能な限り経費削減に努めてまいりたいと考えております。

減価償却費につきましては、役場庁舎や保健福祉センターを初めとする公共ゾーンの関連施設の設備事業費が高額であることから、耐用年数は長いものの年間当たりの費用も高額となっております。この減価償却費はあくまでも計算上の費用であり、その年度におけるお金の支出があるわけではございませんが資産価値の維持、また、将来的に同等の施設を整備することを考慮すると、施設の老朽化による修繕費や建てかえ必要も必然的に高額となることが見込まれます。そのため必要に応じまして庁舎建設にかえて施設修繕等を目的とした基金の創設を検討するほか、将来的には町民の理解を得ながら既存施設の集約化や複合化を検討し、財政運営における足かせとならないような負担軽減に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 質問事項の先ほど申し上げましたとおり、これについては私の考えは質問事項の2、来年度予算編成について述べたいと思います。

質問の3点目。町民を対象に役場新庁舎等の見学会を開庁前、来年の1月6日ですから、前に実施してはどうですかということ。町民からの要望がございました。単純ですがいかがですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 1月6日に、来年の令和2年の1月6日に開庁予定でございますが、それを前に役場庁舎の見学会、内覧会を工事状況と移転作業、そして準備作業を調整しながら開庁前に実施できるように進めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 民間企業のようにお土産なんかいらなわけですから、その辺はお金かけないようにひとつ。

質問事項の2、来年度予算編成についてであります。

町税収入が低迷している、当初申し述べました、中でこれから来年度予算編成が進められることとなります。ことし6月定例会で「今後の町政運営の問題点は、財政改善が最重要課題と考えるが」と質問をいたしました。それに対して「選択と集中の観点を忘れずに取り組んでまいりたい」と町長は答弁されました。そこで、来年度予算編成に当たって3点、次の点を伺います。

1つは、予算編成の基本的な考え方。いわゆる抑制的にいくのか。先ほど財政状況を見ますと、楽観しながらも厳しいというか、どちらにとったらいいかちょっと町長の答弁からわからないんですけれどもね。抑制なのか積極なのか。また、その理由をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 6月の定例会におきまして申し上げましたとおり、近年においては多額の財政調整基金を毎年取り崩しをしなければ予算編成ができない状況となっていることから、持続可能な行政サービスの実現を目的としまして、事務事業の見直しを実施しているところでございます。その結果、総事業費ベースで4億7,564万円、一般財源ベースで4億4,720万円の削減が図られるとともに職員の財政運営に対する意識改革にもつながり、一定の成果が得られているところでございます。

しかしながら、財源不足の解消までには至っておらず、依然として歳出が歳入を

上回る状態が続いております。令和元年度の一般会計予算においては、現時点において6億1,581万円の財政調整基金繰入金を計上していることから、令和2年度においても引き続き抑制基調の方向で予算編成を行う方針であります。

ただし、事務事業の見直し等の行財政改革を進める上で、事業費の削減のみを追求してしまうと縮小均衡に陥ってしまい、将来に向けた政策を講ずることが難しくなってしまうため、必要な施策を実施するための財源を確保するという観点から予算編成に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 抑制で行きたいということでございます。1点目。

実は、来年度予算編成についてなんですが、避けて通れない問題があります。役場庁舎等の66億3,000万円の財源でございます。借金でございます。これのちょっと内訳申し上げます。震災復興特別交付税、約18億8,000万円、財源ですね。それと、被災施設復旧関連事業債、これは借金です。交付金の手当はあるかと思えますけれども、約6億3,000万円。県からの補助金が約5億6,000万円。庁舎建設基金、これ町の貯金なんですね。前からの積み重ね、積み立て。約27億6,000万円。よくぞ積んだなという感じはします。見事なものです。一般財源、約4億2,000万円。起債、借金ですね。約2億8,000万円。そのほか1億円ございますが、これが66億3,000万円の財源であります。この起債、先ほどの2億8,000万円と被災施設復旧関連事業債6億3,000万円、借金ですね、返済の要あり。計9億1,000万円。これがこれから返していくであろう金額であります。先ほどの役場施設等の維持管理費や新たなこの借金からして、マイナスシーリング、予算ですが、抑制というよりも天井を設けることですね。マイナスシーリングの考え方はないですか。一律何%とか。先ほど町長の返事の中では、どうしても削れないものがあると、これはわかります。そうでなくて、一般事務的な経費とかなんかで一律何%という、そういうシーリングされる考え方はございませんか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 担当しております企画財政課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（大堀俊之君） マイナスシーリング、シーリングを設けるかどうかというご質問ですけれども、令和2年度の予算編成方針、こちらについてはこれから作成に

なるため今の段階で何%削減しますとかそういうお話はちょっとできないんですけども、昨年の予算編成方針としましては、普通建設事業費についてはまずもって総合発展計画及び震災復興計画の実施計画に搭載された事業のみという。さらに、事務事業の見直しで修正された場合には修正後の要求額。また経常経費等についても、旅費についてはマイナスの20%、そのほかの経常経費についても前年度の予算額からマイナスの10%というシーリングを設けて実施しております。そういったことから考えますと、抑制基調ということもありますので、方向性としてはそういったシーリングを設ける形になろうかと思えます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 事務事業の見直しですが、これについては別のほうで後ほど申し述べます。

2点目。町税等収入増対策であります。財源確保策ですね。6月の一般質問、それに対して町長の答弁では、まず3つあります。1つは、町税や公共料金等の滞納整備。2つ目は、ふるさと納税の充実。3つ目は、これは3点目で申し上げますが事務事業の見直し。

そこで、町税や公共料金等の滞納整理なんですけど、具体的な手だてをお伺いするわけですけども、金額は町の税の収入未済額、滞納額でございます。平成29年度1億7,600万円。平成30年度、昨年、1億8,000万円。主な収入未済額、個人町民税4,570万円。固定資産税1億1,700万円。都市計画税が1,250万円。これが収入の未済額であります。これいずれ滞納、不納欠損に行ったら大変なことになるわけですが。そのほかに不納欠損が29年度950万円。昨年度は1,080万円であります。微増。

それで、先ほどに戻りますけれども、滞納整理の具体的な手だて、方法をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、こちらのほうは税務課長のほうにお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 税務課長。

税務課長（佐々木 厚君） ただいまの滞納整理の手だてということでございますが、まず、債権管理に当たりましては滞納者の状況を十分に把握した上で、それぞれの事情に

応じた対応が必要となっております。支払いが困難な方でありましたら平日はもちろん、時期限定ではありますが一昨年より各課担当課と連携を図りながら休日・夜間相談等を行いながら滞納を放置することなく相談をいただける体制を構築していくとともに、その周知に努めているところでございます。また、滞納額を減らしていく方策といたしまして、督促状、催告書を発送いたしまして納税を促すとともに、担税力のない滞納者につきまして、納税者につきましては納税相談を行いまして、分納の納付計画を行っていき、担税力のある滞納者については預貯金、給料等の調査等を行いまして、その後に差し押さえを行ったりしまして、差し押さえ物件のインターネット公売を実施いたしまして滞納額の縮減に図ってまいりました。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） なかなか抜本的な対策がないなど。ただし、努力していることは私も認めます。

次に、ふるさと納税の充実と町長申されております。昨年度、約3,000万円収入、歳入増がございました。前にもお話ししたんですが、ふるさと納税は約7,800万円亘理町にございまして、返礼品は4,000万円。約です。それに、これ引くわけね、そうすると3,800万円。今度は住民税の優遇措置として800万円減少になります。したがって、トータル約3,000万円が町の収入。歳入増になったはず。ことし、はらこめし推進条例、この定例会に上程されておりますけれども返礼品のことです。可決したならば対外的にPRして認知度を上げることが肝要であると方策としては考えます。

そこで、まず返礼品の実績なんです。私ちょっとびっくりしたんです。金額から言えば、1位がタラバガニ足肉崩れ、2位もタラバガニ、3位もタラバガニ、4位がなくて5位が低温製法米、今やっていますね。宮城県産のつや姫。令和元年度今もほぼ同様だと私は聞いておりますが、カニ類が多いんですね。結構なことなんです。亘理町にカニ、タラバガニ。なんかなじみがない。これはこれでいいとしても、返礼品ですね。それから、宣伝のあり方について。やはり、この定例会冒頭で総務常任委員会からの意見があったはず。やはり、返礼品とか宣伝のあり方について参考にされて、どうしたらもっとふやすことができるか。ただ、総務省では最近厳しくしておりますね。寄附金額の30%以下にすること、返礼品。そ

れも地場産品に限るといふ。そうすると、タラバガニというのは地場産品なのか。その辺は私にはわかりませんが、これらも十分検討して、もっと新しいもの。亘理では、はらこ飯だと。通年ではないと思えますけれども、やっぱり季節商品としてやってもいいと思えます。以前、はらこ飯セットというのがございました。そういうことで、開発といえますか、再度いろいろ見直していったらどうかというふうに私は提起をします。

3点目です。事務事業の見直しを継続して行うのかということ。先ほど、町長が発言されました、昨年の実績は約4億4,000万円でございます。見事なものだと思います。212事業あったと伺っております。これ一般財源ベースです。当然、どうしても必要なものは確保するというところでございますが、例えば、震災後に事業ができて国からの補助金でやった。それで、国から補助金が来なくなったけれども、事業は町の単独で継続しているという事業が1、2あるかと思えます。内容については割愛いたしますけれども、それらも踏まえて、数値目標、でき得れば幾らというね、決めてやっていったらどうかということでございますが、これについてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） では、そちらのほうを答える前に、先ほどふるさと納税のお話がありましたので、ちょっとそちらのほうも私のほうから補足をさせていただきたいと思えます。

昨年度の平成30年度の決算額、ふるさと納税は7,839万円。前年から大幅に増加をしておりますし、令和元年度におきましても7月末時点での寄附額実績は、前年の7月末と対比しますと33%ほど増加をしております。現在も継続して返礼品やふるさと納税掲載サイトの充実に取り組んでいるところでございますが、返礼品につきましては154品目まで増加をしました。8月からは観光の中心施設であります、わたり温泉鳥の海の宿泊プランの受け付けを開始しましたし、その以前に、少し前には民宿の浜まつさんの宿泊プランも開始をしております。引き続き本町の魅力を生かした返礼品を考案していきたいと思っております。あと、ポータルサイト、掲載するサイトも以前は2つだけだったんですが、今は5つまでふやまして今後もふやす予定でございます。

では、先ほどの事務事業の見直しのほうに入らせていただきますが、事務事業の

見直しにつきましては今年度も継続して実施する計画でございます。9月から10月にかけて各課長等によるプロジェクトチームで協議するために準備をしている段階でございます。対象は100%補助率以外の補助事業及び単独事業として、原則として昨年度取り上げた以外の事業を選定する予定でございます。

具体的な金額につきましては、選定した事業の規模により設定することになりますが、大きな目標としまして令和2年度当初予算編成でも協議を含め、令和元年度当初予算で財政調整基金から繰り入れました5億6,000万円の一般財源削減を目指して取り組んでいきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 上限というか金額を定めて、もうやりますよというふうに捉えて。ただ、質問の結びにします。来年度予算編成がこれから始まるわけです。今まで申し述べたとおり、役場庁舎等の維持管理運営費、それから減価償却費、金銭の支出は伴いませんけれども、これらの10年間の累計金額は18億3,000万円であります。私の計算。年間1億8,300万円。借金の返済もあります。先ほど申し述べました。反面、町税の収入は低迷しております。さらに、ここが問題ですが、既存の公共施設は老朽化しております。今後、亘理小学校、中央公民館、佐藤記念体育館、それに学校給食センター、いっぱいあります。これの建てかえの問題が今後浮上してくるはずですよ。過去に建設された公共施設等の全体の状況を把握して、先々ですね。中長期的な視点を持って財政負担の軽減を図ることが重要であると私は考えます。来年度から財政課に管財班ができると伺っております。業務内容は、新庁舎管理関係を含むとございます。総務省からまた公共施設等総合管理計画策定の要請があります。いずれにせよ、次世代の負担をふやさぬように費用対効果を見きわめ、これからの財政運営に取り組まれるよう発言をして、私の一般質問を終わります。町長、何かありましたらどうぞ。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町税が大変だという話がありましたけれども、実は、議員ご存じのように平成30年度の町税決算額は36億4,949万円で、前年度比較しまして7,977万円、率にして2.2%の増となっておりますので、これは個人所得の増、並びに企業設備投資の増による個人町民税並びに固定資産税の償却資産が主な増額の理由でございますが、ぜひこれから今後ともなるべくふえるように努力をしてみたいと思いますので、

今後ともご指導をよろしく申し上げます。

6 番（高野 進君） ありがとうございます。再度、一般質問を終わります。

議 長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、13時からといたしたいと思います。休憩。

午前 11時48分 休憩

午後 0時55分 再開

議 長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔14番 鈴木邦昭君 登壇〕

14番（鈴木邦昭君） 14番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、2項目質問をさせていただきます。

1項目めは、出退勤管理システム導入について。2項目めは、いじめによる自殺対策とアンケート調査についてのこの2項目質問をさせていただきます。

まず、初めに1項目め。出退勤管理システム導入について質問をさせていただきます。2019年度中に新庁舎が完成し移転の予定でありますけれども、新庁舎完成にあわせ、出退勤管理システムを導入するという、それで業務の合理化を図ることについての考えを伺います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまの出退勤管理システムの導入ということでございますが、まず初めに、職員の勤務時間に関しまして基本的なことを申し上げますと、地方公務員法第24条の規定に基づきまして、「亘理町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」が制定されております。その中では、1週間の勤務時間は休憩時間を除き38時間45分、その割り振りにつきましては、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分と定められております。また、亘理町職員服務規程におきましては、午前8時30分から午後5時15分までと定められておまして、施設の運営形態、これは図書館等そういう部分でございますが、前段で申し上げました範囲内において別に勤務時間等を定めているところでございます。

現在の出退勤の管理につきまして申し上げますと、出勤につきましては出勤簿への押印をもって確認しており、退勤につきましては定時までの退勤であれば特に確

認はしておりません。ただし、時間外勤務の必要が認められる場合においては、所属長の命令のもと、時間外勤務命令簿により確認しているところでございます。

出退勤の管理につきましては、社会全体的な流れと照らし合わせますと、タイムカードや紙による管理からICTを活用した管理が主流となってきておりますので、システムの導入につきましては、どの程度の合理化が図れるかを、また、コスト面や他自治体での導入事例等も含めまして検討をさせていただきたいと思っております。

また、新庁舎におきましては、個人情報保護及び業務上のセキュリティーを確保する観点から、来庁者スペースと職員執務室の空間を分離するため、北側出入口やバックヤード側からの執務室への入退に關しましてはICカードを利用した電気錠を導入することとしております。これらの入退室に関するデータと、現在、施設予約・スケジュール管理等に利用しておりますグループウェアソフトとの連携が可能であるかを確認させていただきまして、既存システムの幅を広げて出退勤管理に活用できるかどうかにつきましてもあわせて検討させていただきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私が今回なぜこのような質問をしたかと言いますと、まず、出退勤のほうなんですけれども、私時々役場のほうに8時半ごろに来て、たまに見かけたんですけれども、駐車場からパタパタと走ってくる、大体8時35分、40分、駐車場のほうからパタパタ走ってくる職員の方を見かけるんですね。こういったのは一度二度じゃないんです。よく見かけました。この光景をよく見かけるといことは、やはり誰かがいつも時間を守っていないという、こういうことではないかなと私は思うんですけれども、これ遅刻して平然としているということなのかどうか、これは私はわかりませんが、やはりこの件については町民の方からも言われたのは、ある課のほうにちょっと用事があって行くと、それでいろいろ聞こうと思って行きましたら、「担当がまだ来ていませんのでお待ちください」と言われたと。それで8時40分ごろとか言っていましたね、その方。担当はお手洗いにいったのか、それともまだ来ていなかったのかちょっとわかりませんが、そのとき言われたのは、「亙理町は何時から仕事をするんですか」ということを言われたんですね。今、町長は服務規定には8時半と、確かに8時半というのは私は聞いておりました。やはりこういう職員の方がいらっしゃるということに対して、町長はどのように感じますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 実は私も、私はいつも8時前には出勤しているわけですが、そういう状況をちょっと私は部屋にいて確認はしておりません。各課においては、大体8時25分ごろから朝礼を行っていると思いますので、その場にいなればどういふ状況かというのは職員のほうはわかるのではないかなと思いますが、ちょっとその辺の状況等をもう1回確認をさせていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） やはり、これは本当にしっかり各担当課長もよく把握していただきたいなと私は思っております。これ民間企業ではまず考えられないです。民間企業でもおけると、まあうるさいわ、うるさいわですね。給料いらぬのかとか、それからボーナスいらぬのかとか、そういうときもあるということを知っておりますけれども、そういったところでしっかりそれぞれの課長方々、しっかり見ておくべきではないかと、このように思っております。

やはり、真面目に早目に出勤してくる方もいらっしゃるわけですね。今まで出勤を管理していたのは、今お話ありました、帳簿に押印すると、そして管理していると、こういうことでございましたけれども、この管理方法で余りにも曖昧過ぎないかなと私は思うんですね。この曖昧な自己管理になると、そう思っていたわけですが、そのためにやはり財政改革の一環として出勤時刻・退勤時刻、やはりこの管理することによって、やはり曖昧な部分を減らす。そしてまた、残業の圧縮、こういったものにもつながるのではないかと私は思うわけですが、そういう観点から、今、先ほど町長お話ありましたけれどもICカードとかICTシステムの導入について他自治体を見ながらということでしたけれども、やはり私は磁気カード式のタイムレコーダー、これはやはり導入してはよろしいのではないかと、こう思うんですけれどもいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） その辺は、総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 電子錠という形で今説明させていただきますが、要はICカードでございます。出退勤については、そのカードを職員の通用口からかざして出勤時刻・退勤時刻を確認するという形になっております。あと、先ほど町長答弁した

中で、実際に走ってくるという状況はちょっとわかりませんが、朝1時間年休をとるという事前に所属長のほうに出す職員とか、育児休暇をとっている職員もございますので、全ての職員がきちんとそういうふうになっているかというのはちょっと今の庁舎管理状況では言えませんが、実態的にそういった職員もいるということだけ認識していただければと思います。なお、新庁舎においては、その出勤時刻・退勤時刻にはきちんとした把握ができると思っております。全てのシステムとそれがうまく融合するかということについて検討させていただきたいという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほど、紙ベースのタイムカードのほうのお話も出ていましたけれども、少しですね。やはりこの紙ベースのタイムカードというのは、私思うには出退勤データの打刻では、成り済まし打刻というのがございます。要するに、それからもう一つは、このやつですと電話が来るんです。「今ちょっとおくれるから誰か押しておいてくれないか」と。仲のいい人だと、これあるんですよ、実際に民間では。それを見つけて私は一応怒ったことあるんですけども、やはりこの成り済まし打刻の問題点、そういったものを收拾もできると思いますし、また、転記作業の煩雑さ、こういったものもあつたんではないかと、あるんではないかと思ひますよ。そういったことで、やはり各個人にカードを配付して、そして個人特定を行うことでこの問題点回避できるんではないかと私は思ひますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 完全なシステム化といひますか、出退勤についてはこのICカードを活用して全て管理できると思ひます。ただ、退勤の関係でござひますが、さつき町長の答弁にもありましたが、時間外勤務の関係につきましては退勤した時刻がイコール時間外勤務というふうにはならないと思ひます。実際、時間外をするためには服務規程等にもござひますが、やっぱり職員の健康管理を第一として職務時間中に全て終わらせるのが基本でござひますが、どうしても忙しいといひますかね、そういったことが必要で所属長が認めて、「きょうこういつたことで何時間時間外をしたい」というふうな命令を受けて時間外を認めているというふうな状況でござひますので、その辺の全ての運用が、退勤時刻が全て時間外時刻というふうにはならないと思ひますので、その辺をもう少し検討させていただきたいと思ひておりま

す。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） といいますと、時間外であればもう申請をして、それから時間外という、こういうことでよろしいんですね。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 時間外勤務をするためには、何のためにその仕事をしなくてはいけないかというのを所属長に提出しまして、それを認めた上で時間外勤務を行うというのが服務規程にも取扱要領にも示されております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それでは、もう1点ちょっと最後に質問をさせていただきたいんですが、まず、職員の出退勤記録簿の管理を定める亙理町職員出退勤記録及び出退簿整理規程、こういったものを策定してはいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 基本的に今、勤務時間、休暇等に関する規則等には基本的なことは書いてありますが、そこまで規程まで設けるかというのは、その辺も検討させていただきたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） これらについては、よその自治体のほうでやはりつくっているところもありましたので、一応こういう質問をさせていただきました。新庁舎に移転して、やはり旧庁舎にいたときと何ら変わらなかったというようなことがないように、やはり新庁舎移転に伴って気持ちも刷新して、またきちんとしていただければと、このように思います。

2項目めに入ります。いじめによる自殺対策とアンケート調査についてということで質問をさせていただきます。

その前に、一言ちょっとお話し申し上げたいんですが、私はこの自殺という言葉を用いて質問をするわけでございますけれども、自殺という言葉はやはり広く社会に定着した言葉ではありますけれども、遺族の方に対して殺という文字を使用するのは大変つらい言葉でもあると、こう私は思っていたんですが、やはりこの偏見にもまたつながるのではないかなと、こうも考えたりもしました。遺族の心情に寄

り添った言葉であるこの自死という言葉で用いて質問というふうに思ったわけでございますけれども、国の統計など、この用語法律では自殺対策基本法とか、それから新聞テレビ各マスメディアもこの自殺という言葉を用いておりますので、それからまた自死という言葉についてはまだ十分認知されていないのではないかと、こう思っております。そしてまた、この自死という言葉は自殺をしてはならないという心理的な抑制効果を弱めるのではないかと、そういった意見もあると私は聞いておりました。ことし3月本町で作成した亙理町自死対策計画の中に、これつくりましたね、本町で。これホームページにあったんですけれども、ここには大切な人を自死でなくされた遺族の方への配慮として、法律名や統計用語等を除き自死の言葉を使用していますって、これはもう全部自死ということになっていました。このとき私もやはり一般質問には悩んだんです。自殺にしようか自死にしようかということで。しかし、今回は自殺という言葉を用いて質問をさせていただきます。

本年の3月本町で中学2年生の男子生徒が自宅で自殺しているというのが見つかったという報道がありました。そこで、1点目に入ります。

全国的にいじめによる子供の自殺が余りにも多過ぎるように感じます。きのうのニュースでもありました。教育という視点からいじめによる児童生徒の自殺問題について、本町ではどのように考えるのか答弁をお願いします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） この件に関しましては、教育長より答弁をさせていただきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 教育という視点からというふうなことでございますので、答弁が少し長くなると思っておりますので、その辺ご了承くださいというふうに思います。

近年、いじめ等による自殺あるいは自死の報道が全国で後を絶っていないということでございます。文部科学省の調査では、平成29年度の全国の児童生徒の自死、自殺の状況でございますが、小学生が6名、中学生が84名、そのうちいじめの問題が背景にあるとされるものが小学校では2名、中学校6名と報告されております。

そのような中、ことし3月本町におきましても生徒の死亡事案が発生したことは痛恨の極みであります。謹んでお亡くなりになりました生徒さんのご冥福をお祈りするとともに、ご家族の皆様に対しまして改めて心からお悔やみ申し上げるところ

でございます。

本町の事案につきましては、いじめの有無も含め、現在、臨時委員会いわゆる第三者委員会で調査をいただいている段階でございます。今月20日、第4回目を開催する予定になっております。二度とこのような子供の命が失われるという痛ましいことが起きないように、町といたしましても改めて、いじめ問題への対応や児童生徒の自死予防について危機感をもって取り組んでいく必要があると強く、強く感じているところでございます。

ご承知のとおり、いじめはいじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであります。そのいじめは、どの子も被害者あるいは加害者になり得ることとも言われております。小中学生の6年間の追跡調査が文科省で出したわけですが、「仲間はずれ、無視、陰口」について、「された経験がある」と答えているのが9割、その一方で「いじめた、そういうことを経験した、あるもの」これも9割という回答が得られております。また、いじめは、ふざけや遊びを装ったもの、あるいはインターネット上やメールなど大人の目のつきにくい場所や形で行われることもあります。いじめられた子供自身も「心配されたくない、仕返し怖い」というような気持ちから、いじめを否定する心理が働く場合もあると言われております。こういうこともわかっております。本町におきましても、これまでの事案からそのような傾向は少なからず見受けられています。こうしたいじめ問題の特徴を押さえた上で、今後教育委員会、学校として取り組んでいくべきことは、次のようなことと考えております。

子供の1日の生活のうち、多くの部分を学校生活が占めています。だからこそ、教育的な視点から考えれば、学校生活を子供たちにとって充実したものにしていくことが最も大事だろうと、大切であるというふうに考えております。教職員は学校を子供たちにとって安心できる、自己存在感や充実感を感じられるといった落ちつける居場所にしていく役割・責任を担っております。そのためには、何とんでもわかる授業を行うということとともに、子供一人一人が主体的に取り組む協同的な活動の場を意図的に設定して、子供自身がきずなを感じ取り、つくれるよう支援していくことが大切であると考えています。このような教員による居場所づくりと、子供のきずなづくりが相互に機能していくことにより、子供たちが安心して学校生

活が送れるようになり、それが自死あるいは自殺の予防につながるものと考えております。

あわせて、いじめの未然防止に向けた町全体の取り組みとして、道徳科、教科になったわけですが、中学校もことしから教科書を使っております。道徳科を中心とした、いじめについて考え、話し合う、学び合ういじめ防止の授業の充実、いじめの予防教室等の開催を考えております。実施に際しましては、弁護士によるいじめ防止等の対策のためのスクールロイヤー、県教委で今年度から始まりました。スクールロイヤーといった専門家からの助言・支援を受けながら、より実効性のある授業や予防教室を行っていきたいと考えております。本町では現在、2学期の実施に向け、今取り組んでいるところでございます。いじめの授業や予防教室を通して、いじめ問題に対する児童生徒一人一人の理解を深めるとともに、いじめを生まない学級集団をつくること、いじめ防止に向けてみずから考え、傍観者にとどまらず行動できる力を育むこと。児童生徒及び教員がいじめの問題に対する人権的、法的な理解を深めることを目的として開こうと考えております。発達段階に応じた具体的ないじめの事例を通じて、児童生徒一人一人が考え、ほかの児童生徒と話し合いを通じて自分の意見を深める授業の充実が大切な教育的な視点の1つと私は考えております。

また、実際にいじめを認知した場合には、その子の立場に立って親身になって話を聞く、担任1人で対応するのではなく学校組織全体で対応すること、いじめが解決したと安易に判断しないで継続的に観察や指導を行っていくことをいじめの基本原則として対応していくことを、きのう校長会、教頭会ございましたので、その席で再確認をしているところでございます。

今後一層、教育委員会・学校・地域・関係機関と連携のもと、いじめ問題に対して常に最大限の危機感を持って対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 大変わかりやすく答弁いただきました。子供たちがやはり、相談しやすい環境づくり、これをしなければいけないだろうと。弁護士とかそういった方々、それはそれでいいでしょうけれども、やはり子供たちが相談しやすい環境づ

くり、そしてまた問題が起きたときはやはり担任だけで抱えないということ。そしてまた、学校・家庭それからPTA、教育委員会で連携してやはり対応できるような、やはり指導体制も日ごろからこういったものは整えるというのは必要かと、私はこう思います。

いじめということについては、学校の体質もやはり変える必要があるだろうと、そう思うわけですがけれども、そこで本町ではこの教員の資質の向上についてかみ砕いて答弁をお願いしたいんですけれども、どのように取り組んでいるのか答弁お願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それは、いじめに関することですか。（「はい」の声あり）これについては、校内での研修はもちろんでございますけれども、県の教育委員会がいじめに関するような各種研修をやっております。それで、各学校にはいじめ担当教員を配置しておりますので、そういうふうな教員を中心に、例えば、県の教育委員会で研修を受けた担当の教員が学校に戻ってきて、校外でもう一度それをほかの先生方にも周知するというか、伝言をして、いじめの予防対策に供するというようなことでやっております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） いろいろとお聞きしました。それで、2点目に入ります。

本町では、スクールカウンセラーそれからスクールソーシャルワーカー、こういったものを配置して教育相談室を運営し、児童生徒、保護者、この不安や悩み、この解消に努めていると、こう思うわけですがけれども、特に不安定で不登校傾向にある児童生徒の家庭訪問というのは、こういったものはされているのかどうか。これをお聞きします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答えいたします。

不登校傾向が見られる、あるいは見られた児童生徒の支援につきましては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要なことから、各学校ではおおむね次のような対応をとっております。まず、欠席1日目。こういうのがわかったら、すぐ担任が電話をします。しております。欠席が2日目には、連続して2日目になったという場合は、もちろん電話するわけですがけれども、

管理職と、いわゆる教頭、校長ですね、それから校外の不登校対応教員に報告しまして情報を共有するという。これが第2段。連続欠席が3日目あるいは欠席累計が6日を目安に担任等によって家庭訪問を行っております。つまり、3日、連続して3日休んだらその日のうちは必ず家庭訪問しているという。また、昨年度から継続して不登校にある児童生徒に対しましては、担任あるいは学年主任等によって電話連絡のほか定期的に家庭訪問を行っている。ケースによってはスクールカウンセラー、各学校に配置しています、小中10校とも。それから、スクールソーシャルワーカー、これ教育委員会に2名配置しております。そういうふうなスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーにつないで、本人、保護者だけでなく学校に対し、学校といっても担任ですね、に対して助言を受ける機会を設けております。

さらに、関係機関と連携を図った家庭訪問でございますが、本町では県教委に依頼しまして、不登校傾向にある児童生徒への支援を目的に派遣していただいております、投稿支援訪問指導員3名配置していただいております。亙理小学校、それから亙理中学校、逢隈中学校1名、計3名。年間70回、週2回家庭訪問をしていただいているということでございます。今後は、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問の実施に向けた調整を行いながら、家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援、家庭への適切な働きかけとなるように努めていきたいというふうに考えております。

しかしながら、本町においても家庭訪問や電話連絡を繰り返し行っても、なかなか本人とか保護者に会えないケースがございます。児童生徒の安否がなかなか確認できないというケースも見受けられます。そうしたことも考えて、町の子ども未来課、あるいは県の児童相談所とも積極的な連携を図って対処していくことも必要である。子ども未来課とは常に連携をとって対応しております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） それぞれ苦勞をしながらやっているということ、ここで聞いてわかったわけですがけれども、本人、保護者、なかなか会えない。私もある生徒の保護者のほうから、ちょっとこういう子供がいるんで会っていただけないかということで、そのときは学務課のほうにも行って相談はしました。それで、会えないというのは会いたくないという人だったんですよ、その方は。来ても会いたくないんだという

方がおりました、これは誰ということはないですが、そういう方もいたということ
をまず耳に入れていただきたいなど、こう思います。教職員一人一人のやはり意識
を高めていくという、高めていかなければならないだろう。それからまた、学校が
このいじめに対してやはり真正面から取り組んで、学校の体質、それから家庭とか
それから地域からやはり信頼されるよう指導をしていかなければならないかなど、
こう思うわけでございますけれども、亘理町の自死対策計画にもございましたけれ
ども、基本施策5の子ども・若者の自死対策の推進というところで、SOSの出し
方に関する教育の実施ということで、児童生徒に対し学校や家庭などにおけるさま
ざまな困難やストレスに直面した際の対処法を見につけるため教育を実施しますと、
こうあります。教育を実施しますとありましたけれども、こういった、先ほどもお
話いろいろ聞きましたけれども、これに関しての教育というのは実施はされている
のかどうか、それちょっと伺いますけれども。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） ちょっと具体的に、ちょっと質問、どういうことですか。

14番（鈴木邦昭君） 要するに、児童生徒に対して学校や家庭などにおけるさまざまな困
難やストレス、要するにやっぱりいろんなことがあると思うんですね、子供たちに
も。そういったものに直面した際の対処法を先生方に身につけるための教育を実施
しますとここに載っているんですけども、これで31年の3月なんですよ、言っ
ているのが。ですからそれでどのようになっているのか、ちょっとお聞きしたかった
んです。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほど言いましたように、先生方のいじめに対する認識をさらに深
めていただくということで、県教委でことしからやるようなスクールロイヤーです
ね、弁護士。これ角田小学校でもう既にやって新聞にも出ました。うちのほうでも
それをやる予定なんですけれども、そういうふうな専門家の方々による、いじめと
いうものの捉え方とかそういうふうなことも含めて、法的な面からも理解を深めて
いくという。ただ単なる教育的な配慮だけじゃなく、やっぱりいじめというのは法
的な人権侵害ということがございますので、そういうことも含めて多角的、多方面
にわたって理解を深めていただくというふうな機会を設けていきたいというふう
に思っております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 3点目に入ります。私は平成24年の9月、26年3月、このいじめに対するアンケート調査について一般質問をいたしました。再度確認の意味で質問をさせていただきます。

今までいじめに関するアンケート調査の頻度と、それからアンケート調査を実施した結果の公表についてどこまで、生徒全員なのか保護者まで含めているのか、どのような公表をされているのか。その件について伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） いじめに関するアンケート調査についてお答えいたします。

初めに、調査の頻度ですが、小中学校10校とも毎月1回学校生活に関する調査、いわゆるいじめアンケートを実施しております。アンケート調査の内容でございますが、一応見本的なのは県教委から示されているんですが、調査内容については学校ごとに作成しておりますが、おおむね「悩み事があったときに相談する人がいますか」「今、いじめを受けていますか」「学校の中で、いじめを見たり聞いたことがありますか」「現在の体調や心の健康の状態はよいですか」「誰かに聞いてもらいたい悩み事や苦しみがありますか」あとは自由記述ですね。学校生活の中で気になることや心配、そういうふうな内容となっております。選択式と記述式、併用した内容となっております。アンケートの対象は小中学校とも全学年となっております。アンケート用紙の記名・無記名に関しては、小学校6校のうち5校が記名、1校が無記名。中学校は4校とも記名となっております。アンケート内容に気になる記述があった場合、校内で情報を共有し組織で対応しており、事案によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーからの助言を受けながら迅速かつ丁寧な対応に努めているところでございます。

次に、アンケートの結果の公表についてですが、教育委員会から町のいじめ問題対策連絡協議会の中では、町内の小中学校のいじめの認知件数、いじめの種別、加害児童生徒に学校の対応、いじめ問題に対する日常の取り組み等について報告しております。事案ごとの詳細等については、個人情報を含みますので公表はしておりません。学校からの公表についてでございますが、10校中中学校1校のみ学校だよりで保護者に対しまして、いじめの認知件数等について公表しております。ほかの学校は、アンケート内容の結果については認知件数も含めて学校だより、あるいは

ホームページ等では公表しておりませんが、ただ、学校で年数回行われております地域住民等がメンバーとなっている学校評議委員会、これを開いているんです。年3回ぐらい各学校で開いております。地域住民の方。あるいは、授業参観時の懇談会の中で、いじめ事案の概要等について保護者に報告している。これがほとんどの学校そういうふうな対応をとっております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今、答弁いただいて、やはりしっかりはされているのかなと、こう私は受けたわけでございますけれども、1つだけちょっと気になったところがありました。先ほど、アンケートで無記名のところと記名をしているというところがあるという答弁でしたけれども、これ記名にしちゃうと本当のことを書かないんじゃないかと、こういうところがあるんじゃないかと思うんですが、これについてはどうなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 無記名だとちょっとその誰が書いて誰がいじめられているのか、誰がなのかというのがちょっとつかめないという。やっぱり記名式だとすぐ対応できるんです。こういうふうなことで、きのうだれだれちゃんから誰々ちゃんからいじわるをされた、なんていうふうなのが書いてあればすぐ担任が両方の子供を呼んですぐ対応できる。やっぱり、そういうことも考えて迅速にすぐ対応するというふうなことを考えて、各学校では記名式をとっているというふうに私は認識しているところです。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 確かに記名だと、誰がいじめているかどうかというのはわからないかもしれませんが、意外と本当のことを書かないというようなことをよく聞きます。そこはまた学校側のほうでいろいろやっているんでしょうから、どうこうは言えないですけども、やはり無記名というのも1回やってみたらどういことが出るのか、本当のことを書く人がいるんじゃないかと、こう思うわけでございます。

2016年の報道でございますけれども、2016年8月、青森県の中学1年の男子生徒がいじめを訴える遺書を残して自殺したという問題ございました。これは県で、学校

側がいじめに関するアンケート結果を破棄していたということがわかったと。これは教育長も知っているかと思いますが、こういう報道が当時あったわけですが、破棄されたアンケート用紙には男子生徒自身が、「いじめがあります」それからそのところに印をつけたそうです。そしてまた、「からかわれる」こういったのもしるしていたとされていたというふうにありました。また、この自殺する2カ月前にも担任教諭との面談の中で男子生徒は、同級生からの嫌がらせを訴えて、いじめがなければもっと生きていたという遺書を残して死んでいったという、本当にかわいそうなこういう事案があったわけでございますけれども、こういったことがあった中、その学校はアンケートをやはり破棄したわけでございます。よその小学校の先生が、こんな短期間で破棄するなんてあり得ないと言ったそうです。また、通常の全校生徒アンケートですらしばらく保管するというふうに話していたということですが、本町ではアンケート調査したらどのぐらいの期間保存するのか、その件をお願いします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは大事な生徒指導の重要な資料になりますので、本町としましては中学校では5年間ぐらいは最低保存。卒業して高校に行ってから、高校で問題があった場合、高校から問い合わせる場合もあるわけですよ、中学校に対して。そういうふうなことも含めて、一応5年ぐらい。小学校のほうは10年ですね、6年間ですから。そういうふうな目安でやってもらっています。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） アンケートをやはり効果的に活用して、このいじめに限定せず、自分や周囲の人のことでやはり気がかりなこと、それから心配なこと、悩み事、これについてもやはり記載しているとは思いますが、こういったこともやはり記載されるのも一つの案かなと。そして、児童生徒の不安や悩み全般を把握できるようにすることもやはり私は大事であると、このように思います。3月本町では事故があったわけでございますけれども、その後、周りの生徒、深刻な影響が出ていなかったのかどうか。それから、心のケアが必要な生徒はいたのかどうか。もし、いたとしたらケアの必要な方というのはどのようにされたのか、これを伺わせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 当該校の子供たち、動揺したことは間違いございません。したがって、教育相談というものを連日のように事案が発生した当初、約1カ月ぐらいやっております。そのためには、ちょっと重度だなというふうな生徒に関しましては、スクールカウンセラーは当然いるわけですが、それでも足りない場合はスクールソーシャルワーカーにも行っていただいて対応したという。今現在は、非常に落ち着いておりますので、やはり初期対応が非常に大事だと、心のケアについてはですね。しかし、やっぱりフラッシュバックする場合がありますので、今現在も継続的によく相談なんかをやっていただいております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） ぜひ、心のケアを、落ち着いてきたとはいえども、やはりまだまだフラッシュバックと今言われました、そういったことが出てこないとも限りませんので、よくそこは見ながらいていただきたいと、このように思います。

4点目に入ります。いかなる理由であれ、やはり児童生徒がみずからの命を絶つということはあってはならないこと、先ほど教育長が言っておりました。本当にあってはならないことだと、こう思います。児童生徒の健全な育成を目的とする学校教育にとって、特に3月の生徒の自殺というのは最大のやはり悲しみではなかったかと、このように思います。学校は生徒が自殺に追い込まれることのないようにするため、教職員と保護者、地域関係機関等、こういった緊密な連携によって児童生徒が抱えるどんな小さな不安やそれから悩みに対しても、やはりこれも丁寧に寄り添って、その解消に向けて組織的に支援していくことがやはり私も大事だと、このように思うわけでございます。

そこで、児童生徒の命を守るための今後の課題と取り組みについて伺います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） いじめは、先ほども言いましたけれども、どの子にも起こり得ることでございます。どの子供にも被害者にもなるし、加害者にもなり得るというこういう事実を踏まえまして、児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

また、いじめ防止のための措置として、1つ目は、いじめについて児童生徒はもちろんですけれども教職員の共通理解を図ること。これが1つ目。

2つ目は、いじめに向かわない態度・能力の育成。これを育成する。具体的には、いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者・加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないものであるということ。それから、いじめが刑事罰の対象となり得ること。スクールロイヤーじゃないですけどもですね。不法行為に該当し、損害賠償責任が発生するという。中学生だったらこの辺はわかると思います。その辺まで指導することが必要ではないかと。等について実例を示しながら人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取り組みを行う必要があると考えているところでございます。

3つ目は、やはり自己有用感。子供たちに一人一人が自己有用感、あるいは自己肯定感を育む必要があるというふうに考えています。さらには、いじめの発見・通報を受けたときの対応として、発見・通報を受けた教職員はひとりで抱え込まず、学校組織全体でチーム学校として直ちに情報を共有し、その対応に当たることが最も重要である。このことは先ほども言いましたけれども、きのうの校長会、教頭会で再確認しているところでございます。

また、いじめられた児童生徒、またはその保護者への支援。いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言等、児童生徒、保護者、教職員の連携、それから心理福祉の専門家であるスクールカウンセラーや、あるいはスクールソーシャルワーカー等の活用をして、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の推進、これも必要じゃないかというふうに考えております。カウンセリングについても県教委のほうでは研修会を開いていますので、積極的にそういうふうなカウンセリングの向上を育むための技能を身につけるための研修会にも積極的に出席してもらおうように働きかけているところであります。

児童生徒の命を守るためには、これらのことを再度、きのうお話ししたんですけども学校に周知し、実践していただいて、実効性のあるものにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 児童生徒が抱えている不安や、それから悩み、こういった解消というのに導くためには、やはり学級担任等が気づいた子供の気がかりな様子や不安、悩み、要因等について学校が迅速かつ組織的にその背景を確認して、適切に支援を

行うというのがやはり不可欠だとは私は思います。いろいろ答弁いただきましたけれども、それにあわせていろいろ答弁いただきましたけれども、しかしですね、それが迅速できなかった結果が本町で起きたことしの3月の悲しい結果になったのかなと、私はこう思っているわけでございます。児童生徒だけに今度気を取られていますと、今度は教職員の負担増というのが出てくるのではないかと。この教職員の負担につながらないように配慮することも重要ではないかと思っておりますけれども、この教職員に対してはどのような配慮をされていますか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 全くおっしゃるとおりでございまして、何か学校で重大な事案が発生すると寝る暇もないわけです、先生方も。その対応でですね。そういうことのないようにということで、やっぱり日ごろから未然防止のために全力を傾けていただいて、悲しい事案が発生しないように努めていただく。それと同時に、今現在、働き方改革が文科省でも推し進めているんです。でもなかなか難しい。文科省が言うのと現場がかなりの乖離があるんですね。その辺、学校の現場の様子をやっぱり国のほうにも言う必要もあるし、そのためにはやっぱり教職員の定数をふやしていただきたいというのが最大の現場の声でございます。教育委員会の声もそうなんです。なかなか財務省がうんと言わない。それをどういうふうにやっていくか。国では教育が最も大事ななんて言いながらも人をふやさない。これでは矛盾していると私自身は思っているわけです。やっぱり人をふやしてやる。そして、やっぱり先生方の負担を軽減していただきたいと、こういうふうに思っているところです。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 実は、私のおいっ子、めいっ子も学校の先生やっているもので、いろいろ聞くと本当に大変だということを言っておりました。児童生徒も大変、先生も大変、しかしそれをしっかり見ていくのは教育委員会だと、私はこのように思います。教育委員会、汚い言葉で言えば隠すという、以前テレビでありましたけれども、どうしても話に出してはいけないことはあるかもしれませんけれども、やはり事案というのは我々のほうにもちょっとこういう事案があったということを教えていただければよかったのかなと。そうでないと、またずるとそれが引っ張っていつてしましまして大変な思いをされるのではないかなと、このように思ったわけですがけれども。これについて何か答弁ありましたら。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町の教育委員会でも、そういう隠すなんていう体制一切ございませんので、常にオープンでございますので、何かあったら聞いていただければ結構でございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 最後に1つお聞きしたいんですが、この亘理町自死対策計画というのは出ましたけれども、これ我々のほう全然わからないんですけれども、これ今どのようにになっているのかを聞きたいんですが。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この自死対策計画、先ほども議員おっしゃったように、平成30年3月に作成しまして、これ1回作成前に全員協議会のほうでご説明をさせていただいて作成してこのような製本になったわけございまして、今ホームページのほうに載せておりますとともに、議員さんのほうにお渡しするように、製本を準備をしておりましたのでよろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は、14時といたします。休憩。

午後 1時50分 休憩

午後 1時58分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔17番 佐藤アヤ君 登壇〕

17番（佐藤アヤ君） 17番、佐藤アヤでございます。本日、最後の一般質問になります。

よろしくお願いいたします。

私は、3点について質問をいたします。まず、1点目。自転車運転についてでございます。道路交通法に伴う自転車運転について、本町での取り組みについて3点伺います。

2017年に行われた道路交通法改正により、悪質危険な自転車運転者に対し講習の受講が義務づけられました。近年、自転車による交通事故が多発していることに伴い、自転車の危険運転を防止するためのものです。具体的な内容として、信号無視や安全運転義務違反など14項目の危険行為を定め、3年以内に2回以上摘発された悪質自転車運転者に対し公安委員会の命令による自転車運転者講習の事項が義務づけられました。命令に従わない場合、5万円以下の罰金が科されるというものです。本町では第10次互理町交通安全計画、平成28年から平成32年度までの5カ年に講ずべき交通安全に関する施策を定めております。その中で、自転車の安全利用五則について強く普及・啓発してまいりますとあります。

そこで、1点目です。町民への改正道路交通法制度の周知や啓発についてと取り組みについて伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいま、佐藤アヤ議員ご質問のとおり、平成27年6月に道路交通法が改正されまして自転車に対する交通ルールの厳格化がされました。その内容的には、14歳以上の方が危険運転行為を3年以内に2回以上繰り返した場合には、自転車運転者講習が義務となり、受講しなかった場合には罰金も定められたところでございます。しかしながら、道路交通法改正後であってもスマートフォンを操作しながらの運転やイヤホンで音楽を聞きながらの運転といった、いわゆる「ながら自転車運転」がいまだに見受けられるようでございます。

自転車は、免許がなくても乗ることができますので、大人だけでなく子供でも気軽に利用できる便利な乗り物である反面、軽車両でありますことから、ちょっとした不注意で重大な事故を引き起こすこともあります。このため、町としましては小学校におきましては新学期早々、交通教室を実施し自転車の正しい乗り方、ヘルメットの着用など指導しております。また、春と秋の交通安全運動期間、秋は今月の21日から始まるわけでございますが、各駅や各中学校において実施している「自転車事故防止マナーアップ作戦」において、今回の道路交通法の改正内容や自転車交通ルールのマナーの遵守につきまして、警察や交通安全協会、交通指導員等と協力をしながら周知及び啓発に努めているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 道路交通法では自転車は軽車両、要するに車です、の扱いなので基

本的には車道を走行しなければいけません。しかし、自転車の歩道走行が認められる場合もあります。今、町長から答弁いただきましたけれども、6歳以上13歳未満、幼児6歳未満の場合は歩道を走行してもいいんです。あと、道路標識等で指定された場所、それから運転者が70歳以上の高齢者の場合、そして運転者が一定程度の身体の障害を有する場合、または交通の状況から見てやむを得ない場合が歩道で自転車を運転してもいいことになっておりますけれども、このこと町民の方はご存じでしょうか。無理矢理車道を走っている高齢者の方も本当にいるように見受けられます。ここの部分もしっかりと周知していかなくてはならないんだと思います。子供の6歳から13歳未満というのは、子供は自転車扱いでなくて本当に守らなくてはならない、歩道みたいな感じでの扱いをしなくちゃならないということだと思いますので、ここら辺もしっかり周知をしなくちゃならないと思います。そのほかの方に対しては、車道の走行中は車道の信号機に従い、車道は左側、歩道は車道側の通行、あと、道路標示に従うなど自転車の基本的な交通ルールについてもっとしっかりと周知を図るべきだと考えますけれども、先ほど町長が言われました交通安全週間とか、あと小学校での交通安全、自転車の乗り方指導とか、それだけではなかなか標識の見方もわからない、なかなか認識できない方もいらっしゃると思いますけれども、ここら辺、町ではどこら辺まで周知・啓発行っていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 安全のほうを担当します総務課長よりお答えをさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 先ほど、町長の答弁にありましたが、交通安全週間でまず各駅において街頭指導ということで警察署の交通課、それから交通安全指導隊員による啓発活動もやっております。それから、中学校の校門での啓発活動等もやっております。ただ交通安全週間だけではなくて、毎月1のつく日に交通安全指導隊の方が街頭指導ということで行っておりますので、また会議近々開かれますのでその際にも自転車の交通安全の指導についても力を入れるように協議をして実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 家庭内とか家族の中で正しい交通ルールについて話し合うような取

り組みが必要かと考えます。例えば、町民にわかりやすいような副読本とか、あと駅できちっとしたチラシを配布するとか、あと小学生や高齢者を対象にした自転車交通安全教室、小学生だけでなく高齢者の自転車事故も全国的には多いようです。そういう部分でやっぱり周知・啓発活動というのをやっぱり継続的に、先ほど課長も申されましたけれども継続的にやらなくてはならないと思います。本当に私も1週間に1回だけ道路に立たせて、子供たちの見守りをやっておりますけれども、子供たちはきちっとヘルメットをかぶってちゃんと学校に通学しておりますけれども、大人の方でちょっと大丈夫かしらと思うような方もいらっしゃいますし、お年寄りの方は平気で道路を横切っていく、本当に危ないなと思うような方も見受けられますので、この自転車ルールについて町民全体の中でこれは取り組んでいかなくてはならない問題なのかなと思いますけれども、ここら辺いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 小学生、中学生のお子様たちはきちんとした指導がある程度できていると思いますが、交通安全週間の中でもシルバー世代といいますか、そういった方についても交通安全教室等も開いておりますので、そういった自転車の安全運転についても項目にそれを取り入れながら実施していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、（2）に入ります。

改正法による自転車運転者の対象は14歳以上となっておりますが、学校教育現場の交通のマナーについてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 学校についての、教育現場での交通マナーということですので、こちらは教育長のほうに答弁をさせていただきます。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） お答えいたします。

平成27年6月の道路交通法改正は14歳以上が対象となることを踏まえまして、改正後に直ちに各中学校に対しまして、町と教育委員会の連盟で自転車運転マナーの遵守と道路交通法の改正内容を周知するためのチラシを作成しまして、各学校を通して指導しております。

また、学校教育の中におきましても交通安全の指導だけではなくて交通安全指導

員の協力をいただきまして、自転車教室を開催することで実践型の指導も行っております。このほかにも、道路交通法改正による14の危険運転行為の中にブレーキ不良自転車で走行する行為も対象となっておりますので、自転車販売店で年1回の点検の徹底を各学校にもお願いしているというふうなところでございます。

以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） いろんなところの自転車運転について取り組んでいる、どんなことをやっているのかなと思っていろいろ調べさせてもらいましたら、児童生徒に自転車利用に関するクイズ形式の授業を開催したり、あと自転車ルールとかマナーを学んでもらうために、なんかやっぱりいろいろと工夫を凝らしているというような、そういうことが載っておりました。近年、あと中学校、高校生を対象にスケアードストレート方式という、スタントマンによる自転車事故の再現を用いた交通安全教室なんかも、やっぱりリアルというか、交通の再現を見せることで事故に対する危険性について認識度が高まって深まるというような、そういう事例も出ておりますので、例えば、毎年各中学校で全部するのは難しいとは思いますが、中学校年に1回ぐらいずつ、ちょっと新たな自転車運転教室を盛り込んだものを実施してはいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） スタントマンの含めた、いわゆる交通安全教室、自転車による事故防止ということで、これは実際やっております。おとし、逢隈中学校、去年は亘理中学校でやっている。ただ、スタントマンが死亡したという事案も出ていますよね。だからそういうことを踏まえて安易にですね、このことも考えるとどうなのかなということでやっぱり慎重に今後検討をしていかなければならないというふうに思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 確かに、本当にスタントマンが亡くなったって、本当に危険なんだなとすごく思います。

先日、亘理署に行って昨年の自転車による事故について伺ってまいりました。自転車に乗っていてけがした人は8件だそうで、その中で本町は7件が自転車に乗っていてけがした方です。また、自転車運転が原因で物損事故を起こした件数が10件

で、そのうち本町は7件だということです。皆さんこのレッドカードというのをご存じでしょうか。このレッドカードというのは、注意喚起のためのカードです。自転車に乗っていて危ないな、例えば、2人で横に並列で並ぶというんですか、そのように自転車を走行していたりなんかすると、こういうレッドカードっていうのをなんか警察署のほうで渡すんだそうです。その件数が、亘理郡だと思います、526件のレッドカードを発行しているというようなことをちょっと伺ってきました、高校生がちょっと多いということも伺ってきましたけれども、中学生もいるということで、町の教育委員会のほうにもこのことについてお話してありますって言うんですけれども、このレッドカードをもらったことについて、これ教育委員会として何か対応したんでしょうか。まず、この点お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） レッドカード、これは県警でやっているんですね。県内全体の高等学校それから中学校の生徒を対象に。亘理署でもそれを件数で教育委員会に報告がございます。昨年度は非常に多かったんです、中学生。ことしは激減しています。非常に少なくなっています。多くなったとき、校長会で当該の校長に見せます。「おたくの学校でこういうふうな、このくらいレッドカード発行されましたよ」と。それを見て目の色を変えるわけです、校長は。すぐ学校で対応して、ことしは非常に減っているという。一番問題なのは、やっぱり併走なんですね、お互い。ここが例えば、亘理警察署の前を亘理中の子供たちが登下校しますけれども、前は併走していたのがあった。お巡りさんが全部指導していますので、今はほとんど併走する姿は見られない。だから、ヘルメット着用も100%でございます。徹底されつつあるということで、レッドカードについては非常に効果があったのかなというふうには思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） ぜひ、レッドカードもらわないようにしていただきたいと思いますが、このレッドカードは即罰金とかというようなことではないですけれども、町内だけでなく今仙台市のほうでも自転車運転の、次に入りますけれどもなんか保険のほうも義務化につながるという部分で、やっぱりきちっと運転していかないとどこでレッドカードをもらうかわかりませんので、しっかりと伝えていただきたいと思います。

自転車は健康増進や環境に優しいばかりじゃなく、利用者にとって利便性と経済性など大きなメリットがあると考えます。自転車を利用する際の、今後、町として自転車を利用する際の走りやすいルートや自転車交通事故が多い場所、また、自転車駐車場などの表示も今後ちゃんと掲載してマップをつくって、その中でルールやマナーについても啓発していくことが、それも1つの効果がある方法かなと考えますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（佐々木人見君） 確かに効果があると思いますので、亶理警察署の交通課とか交通関係団体とよくその辺協議させていただきまして、前向きに検討すべきと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） それでは、3番目に入ります。

近年、子供が自転車事故の加害者になるケースがふえてきています。自転車事故に備え自転車保険に加入を促す取り組みを進めてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、佐藤アヤ議員ご質問のとおり、警察署のデータを見ますと全国の自転車による死亡・重傷事故の加害者の約4割が10代の子供となっております。その多くが登下校時の時間帯となっております。このことから、これまで以上に交通安全指導員による自転車教室や街頭指導において自転車運転のルールとマナーの向上を図ることで、自転車による重大な事故が発生しないように努めていきたいと思っているところでございます。

そして、児童生徒の自転車保険の加入促進につきましても、各学校を通しまして自転車事故の高額な賠償が求められた事例や子供が自転車事故を起こすと保護者が責任を負う場合があるといった賠償事例を用いて、保護者に対する加入促進の働きかけを教育委員会と協力しながら進めていきたいと思っているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 自転車は本当に気軽で便利なものですが、重大な事故につながります。道路交通法上、自転車は車両の一種、軽車両です。違反をして事故を起こすと自転車利用者は刑事上の責任が問われます。また、相手にけがを負わせた場合、民事上の損害賠償責任も発生します。また、社会的な責任にもつながります。被害の

大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この賠償責任は未成年といえども責任を免れることはできません。2013年7月、小学生11歳が夜間帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性62歳と正面衝突をし、女性は意識が戻らない状態となり、判決で9,521万円の支払いが命じられております。そのほかにも、高校生が自転車で車道を斜め横断して対向車線上で自転車に乗っていた男性と衝突して障害が残るというけがをすることによって9,300万円の判決が出されております。自転車保険は相手を守るためでもあり、そして自分を守るためでもあります。本町の自転車保険の加入件数や加入率は多分本当に低いと思いますけれども、この自転車保険への詳しい情報をきっちり把握しておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

あともう一つ、消費税10%前に今自転車を買おうと思っている子供さん、中学校入学に備えてという子供さんいると思うんですけれども、ぜひ、販売店の方に自転車保険について、保険の加入の促進について依頼してはどうかと思いますけれども、この点についてもお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） ただいまの自転車保険への加入促進ということでございますが、自転車保険の内容を見ますと、第一がやはり対相手といいますか第三者に対する賠償。あと、保険によっては自分の、乗っている人のけが。そして、もう一つ、一番高いやつになりますと故障したときとかのレスキューとかそういう内容になっているようでございます。一番大切なのは、やはり第三者賠償、つまり他人に対するけがを負わせてしまったとか、物を壊してしまったということでございますが、実は自転車保険だけがそれに対応するわけございません。議員もご存じだと思いますけれども、個人賠償責任保険というのがございます。それに入っていると自転車のそういう賠償も持てることになっております。それを単体で入っている人は少なく、どうしても今ですと、傷害保険に入っていて特約でそれがついていたり、火災保険でも特約でついていたり、今は自動車保険でも特約でついていたりします。そうしますと、自転車保険をカバーできるのに、また新たに入るのかという部分もあります。その辺の様子をよく見きわめながら、そういうそれも含めた指導をしていかないと、二重掛けになってはやはり無駄も生じる部分がございますので、その辺も検討しながら考えていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 子供は自分で保険に入れませんので、やっぱり親がちゃんと責任を持って守っていかなくてはならないのかなと思いますけれども、今、町長が申されましたように火災保険とか自動車保険の特約で対応できるというのが載っておりますけれども、結構これわからない方が多いような気がします。大体、火災保険に入っているお家が大部分だと思いますし、持ち家の方は。あと、自動車を持っている方は自動車保険に入っている方も大部分だと思いますけれども、その中の特約を使うことによって子供を守ることができるというのを、きちっとやっぱり伝えていかなければ、わざわざ入るの面倒だったり、なんかちょっといろんな部分でハードルが若干高いような気がしますので、具体的に学校のPTAの行事のときとか、あと地域の集まりのときとか、やっぱりそこら辺しっかりと進めていくことが加入率の向上、あと、いざというとき守ることになると思いますので、そこら辺どのようにお考えでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ぜひ、あと教育委員会のほうと話をしながら、打ち合わせをしながら、学校のPTA等で話せるようにしたいと思いますし、また、各町内会のほうでもそういう形で話をできるような形を今後とっていければと思っております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 交通ルールを守って事故のない自転車運転をしていただきたいと思います。本町は8月20日に死亡事故ゼロ1年を達成しております。一日も長く延ばすためにも自転車の安全の町、そして町長はレンタサイクルとかやっぱり自転車に力を入れている施策を、さきの議会でもレンタサイクルとかも事業を実施しておりますので、やっぱり自転車を安全に乗ってもらえる町という部分のPRも兼ねながら交通ルールの周知、それから啓発をしっかりやっていただきたいと思います。

それでは、2番目に入ります。新庁舎を健康増進エリアとしての考えはということで質問いたします。

新庁舎が間もなく完成します。広大な敷地12.7ヘクタール、そして緑豊かな環境を生かして町民の健康増進エリアとしても利用できると考えます。そこで、次の3点についてお伺いいたします。

この12.7ヘクタールの一部に健康遊具を設置してはどうかと思いますけれども、

この点についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） ただいまの議員の質問でございますが、健康遊具の設置ということでございます。新たな今回の行政拠点となります、公共ゾーンにつきましては、役場新庁舎・保健福祉センターと開発行為に伴う防災調整池及び周辺のアクセス道路等を整備しており、あわせて災害時に機能できる防災広場も整備しているところでございます。健康遊具の設置となりますと、防災広場というお話だと思っておりますが、防災広場は災害時に沿岸地域から内陸部への避難所に向かう際に車の渋滞が予想されるため、緊急的な一時避難場所として多目的に使用できるフラットなスペースを有した防災広場を確保したものであることから、現段階での遊具の整備計画はございません。

今後、保健福祉センターが供用開始されるので、各種事業を通じて町民の生涯にわたる健康づくりの推進をしていきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 防災広場は1万3,103平米の広さです。災害時に防災公園広場が防災機能を発揮する、その公園として今町長が言われたようにできるかは町民、住民が日ごろからいかにこの広場に親しみを持って、いかにこの広場、公園を頻繁に利用しているかにかかってくるのかなと私思います。災害時のための広場だっていう、そこはわかります。いざというときのためにつくった広場ですので、でもその広場を何もしないで、だあっと広くとっていてもやっぱり町民は寄ってこないですよ。やっぱりうまく平常時に、うまく利用をして魅力ある広場、公園として配置していくことが私は大事なのかなと思います。災害を待っているのではなくて、災害が来てもいいように準備はしておくけれども、常日ごろは町民が利用しやすい広場、公園というそういう位置づけをしていくべきではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、あくまでも沿岸部からこちらに避難をしてきた方々の一時避難をする広場でございます。その辺、周りの方々が使う広場という認識、フラットでございますので何かと普通にちょっと日常的に遊んでいただくとか結構なんでございますが、遊具とかを置くとなるとまた目的外使

用となりますので、その辺は考えて今のところ計画にないということでご理解いただきたいと思います。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 今、防災公園といういろんなところで、例えば、山元町のつばめの杜の防災広場の公園、そこにもちゃんと遊具はついております。名取市の北釜防災公園、これ公園と広場は違うと多分思われるかもしれませんが、私はこの亙理の防災広場が広いままでそれで何も活用しないでもいいのかということ、まず聞きたいと思います。ここをみんなが利用してくれることによって、いざというときに使える態勢ができるのではないかと思います。ここにはトイレもできます。トイレができるということは、人が集まってくるということだと思います。このトイレも災害のときだけのトイレでは、多分何も使わなかったらトイレだってただ古くなっていくだけだと思います。ぜひ、こういう公園を常日ごろ、平常時のほうが多いですので、平常時の活用について何もしないで、ただ広くしていざというときのために、一時避難所にするための場所なんだと、そのように決めてずっとこのままにしておくというそういうお考えなんでしょうか。私は周りに、この次にも入りますけれども、1.4キロの遊歩道というか、あの歩くところもありますので、そこら辺とあわせて健康増進エリア、歩くだけでなく腰を延ばしたりなんかできるスペースが私は必要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 利用するとかしないとかいう前に、まず遊具、私は遊具の設置は今計画しておりませんということをございまして、利用方法に関しましては今後とも検討してまいりますし、町民の方々に、もちろんあそこ庁舎を含めて笑顔広がる交流拠点としての役場新庁舎周辺を整備するつもりでございますので、利用はする、しない、その問題の前に遊具を設置するかしないか、そちらのほうは今のところ設置しないというふうには、その計画ですとお答えしたままでございまして、利用しないというわけではございませんので、その辺の利用計画等については今後とも検討してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） では、（2）のほうに入ります。新庁舎の周り、周囲が1.4キロあります。ランニングコースや散歩コースとして距離標示や道案内標示をしてはいか

がでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 町内にはランニングや散歩等によりまして健康増進を努められている方が多くいると認識しております。佐藤議員がおっしゃるとおり、公共ゾーンの周りの道路は外周が約1.4キロございます。現在進めております工事計画では、距離標示や道案内標示はございません。公共ゾーン内は特に自動車道、自転車道、歩道をそれぞれ分離した安全性をより考慮した道路構成としており、先ほども答弁した保健福祉センターでの各種事業等を通じまして、「公共ゾーン内のこの区間を歩くと何キロとなります」といった案内をしながら、町広報紙へ掲載し活用を図るとともに、路面への距離表示や簡易看板等の設置も含め、今後検討をしていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 私も先日、ちょっとだけ歩いてきましたけれども、本当にきちっと分離されている、歩道とあと自転車道と車道と、本当に互理の町ではなかなかないような道路がきちっと整備されておりますので、ぜひそこら辺一人でも多くの方が健康増進につながるような道づくりをしていただきたいと思います。

道案内の中に、やっぱりカロリー表示とか、もういろんなところでいろんな表示もしています。あと何歩、今、厚生労働省のほうでは1日8,000歩というそういう目標を立てておりますけれども、ここ何回すると8,000歩になるとか、何かちょっと歩くのに目標が持てるようなそういう表示をお願いしたいと思います。

そして、名前なんかも募集したらいいんじゃないですかね。ここ1周、互理ロードでなくて何かそういう皆さんから楽しんで散歩ができる、そういう道にさせていただければと思います。私は、「健幸ロード」みたいな、地域ではいろんな健康の健に幸せのロードをなんていうネーミングをしているところもありますけれども、互理でも本当に1.4キロってなかなか、仙台に行くと結構いろんなところが歩けるんですけども、あのところをずっと歩くと本当に緑ばかりなんですけれども、とっても深呼吸しながら気持ちのいい散歩コースになると思いますのでお願いしたいと思います。

それでは、3点目に入ります。調整池でのスケートボードの利用についてお伺いいたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 公共ゾーンの中に開発行為に伴う大雨時等の、そのときに一時貯水し河川の洪水による被害の発生を防止するための施設として、防災調整池を整備しております。その効用を妨げない範囲内で多目的に利活用することができるものと考えております。

調整池内部はコンクリートであり、晴天が続く際には、昼間は軽スポーツ、スケートボードやミニバスケットボール等に活用できるように新庁舎の移転後に開放していきたいと考えておりますが、大雨時には集水される場所でありますので、急な降雨時の対策等も勘案しながら有効活用を図っていきたいと思っております。

議 長（佐藤 實君） 町長。

17番（佐藤アヤ君） やっぱり若い人たちがね、集まってくれる役場庁舎っていいですよ。なかなかスケートボードとかバスケットとか、なんかいろんなこと私はできませんけれども、荒浜のほうでも毎週なんか公園でスケートボードで、名取のほうからだって聞いていましたけれども、やっぱり若い方が来ていらっしゃると思いますので、ぜひ調整池を開放していただきたいと思います。

それで、その利用する上できちっと決まりをつくって、ルールを守ってもらうということも大事なことだと思いますので、今後、調整池の利用に当たってはきちっとしたルール、例えば、スケートボードするときにはヘルメットとかプロテクターですかね、そういうのは必ずつけるとか、ごみは持ち帰るとか、常識的なことなのかもしれませんけれどもルールの作成もあわせてお願いしたいと思います。

それでは、3番目に入ります。観光振興についてです。

観光客をさらに増加させるために荒浜の鳥の海で周遊船を活用してはどうかということ。閑上で実施しておりますので、亘理町もぜひ人を呼びたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（山田周伸君） 佐藤議員ご質問の遊覧船を活用したらどうかという話でございます。名取の閑上のほうで今年から始まったと聞いておりますけれども、亘理町では今年度からB&G海洋センター艇庫の運営を民間事業者に委託しておりますところですが、すぐれた情報発信力が功を奏しまして、非常に好評を得ており、休日を初め夏休み期間中は多くの利用者が町内外だけでなく県外からもお越しいただき、カ

ヌーやサップなどマリンスポーツを楽しんでいただいております。鳥の海湾での周遊船の運用につきましては、現在のところ町としては考えておりませんが、今後も新しい企画をB&G艇庫の、今うちでやっていた先では企画を検討しているようでございますので、そちらのほうの企画が出てくるのを期待しているところでございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 本町の観光拠点としての荒浜地区は温泉もあるしマリンスポーツ、今町長が言われましたようにありますし、公園も整ってきていますし、サッカー場、野球場ですか、そして食、食べるものも充実している、本当に震災以降着実に前進して推進してきていると思います。観光客も年々増加していると思われます。やっぱりさらにふやしていくためには、私は最高の場所、海をもっと活用してはどうかと考えます。毎年多くの釣りをする人、なんか3万人以上と聞いておりますけれども、釣りで船を利用していた方が本当に来てくださっております。そして、あとカヌーも先日ちょっと孫を連れて行ってきましたけれども、大変予約でいっぱいなんだというようなことも聞いてまいりました。やっぱり荒浜に来たら海に出たいというそういう思いの方多いんでないでしょうかね。閑上の周遊船にもこの間乗ろうと思って行ったら、もういっばいで乗れませんでした。やっぱり、行って食べて飲んで、そして海にもちょっと行きたいという方、やっぱりそういうお客様を町はなんかもっととったらいいんでないかというか、ここらへんに今後集中して観光客の増員にできればいいのかなと思いますけれども、町長とかこういうの好きじゃないですかね。ぜひ、観光客ですよ、人をなかなか、定住はなかなか難しい今状況ですけども、多くの人に来てもらって、そして海があって、山があって、平野があって、里があって、ここなら住んでみたいという、まず一步、町を知ってもらうための施策としてもすごくこの海を活用するという、そういう事業もっと力を入れるべきかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） うみを活用する事業、こちらのほうやはり私も就任以来、B&Gの艇庫のほうを見に行って、これはもっと活用したいということで今回の指定管理といたしますか業務委託をしたわけでございます。その中で1つ眠っているのがカッターでございますので、それを皆さんにどんどん利用していただいて、手こぎで周遊

していただくのは一番すぐにもできることなんですが、その辺を、今後に関しましてそちらのほうは、周遊船のほうはいろいろとまた漁業権の問題とかいろいろ出てくると思いますので、その辺も考えながら検討はしていってもいいかなという感じでおります。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 自分でこげる人はいいんですけども、やっぱり怖いんですね。だから乗せてもらったら海に行ってみたいという方がいますので、そういう部分で閑上あたりは結構高齢の方が使っていらっしやいました。閑上地区の観光振興を目的とした事業がことしからスタートしているわけですけども、まず、この調査委託料として500万円を計上してスタートしているんです。貞山運河舟運事業実施可能性という部分で、1回調査をしているんです。町でも実施できるかどうか、1回調査したらいいんじゃないですかね。そして、その調査をしての結果として地方創生交付金2,300万円、それから東北観光復興対策交付金964万円などを活用して今の事業が始まっていますけれども、やっぱりまず可能性について調査をして魅力のある町、もったいないと思いますのでこの辺どうでしょうか。調査するという部分のそういう決意はないでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（山田周伸君） 今、名取市の場合500万ですか、で調査したということでございますが、本当にいろいろとできればしたいものですけども、なかなか厳しい部分もございます。その中で検討をしながら、今後、調査するかどうかもここでは即答できませんので、検討させていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） すばらしい亘理町です。本当に海を活用して、もっともっと事業をしていただきたいと思います。この自然を生かして、そして町が元気になって多くの人ににぎわってもらえるような、そういう事業をしっかりと実施して、そして亘理町がさらに発展することにご期待を申し上げて質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は、通告4番までとし、通告5番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時42分 延会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 高野 進

署名議員 安藤 美重子